

羅 臼 町

障 がい 者 計 画

〔令和3年度～令和8年度〕

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画

〔令和3年度～令和5年度〕



令和3年3月

羅 臼 町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 法改正等の主な動き .....	1
2. 計画策定の趣旨.....	2
3. 計画の根拠と位置付け .....	2
4. 計画の期間.....	3
5. 対象とする障がい者の範囲.....	3
6. 計画の策定体制.....	4
7. 北海道の動向.....	4
8. SDGsとのつながり .....	5
第2章 羅臼町の現状 .....	7
1. 総人口及び世帯の動向 .....	7
2. 障害者手帳等所持者の状況.....	9
3. 障がい者を取り巻く環境.....	15
4. 障がい者（児）アンケート調査.....	17
第3章 サービス等の実施状況.....	29
1. 令和2年度における成果目標の達成状況.....	29
2. 障害福祉サービス等の提供実績.....	31
3. 児童福祉法に基づくサービスの提供実績.....	32
4. 地域生活支援事業（市町村事業） .....	33
第4章 計画の基本的な方向.....	34
1. 基本理念.....	34
2. 基本目標.....	35
3. 施策体系.....	37
4. 計画策定に係る国の基本指針.....	39
5. 令和5（2023）年度末における成果目標.....	40
第5章 施策の展開 .....	45
基本目標1 障がい者の立場に立った支援体制づくり .....	45
基本目標2 自立と生活基盤づくり.....	47
基本目標3 社会参加の支援体制づくり .....	51
基本目標4 安心して生活できる地域づくり.....	54

第6章 サービスの見込量と確保方策 .....	56
1. サービスの体系 .....	56
2. 指定障害福祉サービスの内容と見込量 .....	58
3. 地域生活支援事業（市町村事業） .....	63
4. 児童福祉法に基づくサービスの内容と見込量 .....	67
第7章 計画の推進に向けて .....	69
1. 適切な障害支援区分認定の実施 .....	69
2. 計画の推進体制 .....	72
3. 計画の進行管理 .....	73
資料編 .....	74
1. 羅臼町障がい者計画等策定委員会設置要綱 .....	74
2. 羅臼町障がい者計画等策定委員会名簿 .....	75
3. 計画策定経過 .....	75
4. 用語解説 .....	76

#### ≪「障がい」のひらがな表記について≫

この計画書では、「障がい者」の「がい」の字の表記について、字のマイナス印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令で定められた用語や固有名詞、医学・学術用語等はこれまでどおり「害」の字を使用しますので、本文中では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

#### ≪計画書における年号の表記について≫

この計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来は、それぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 法改正等の主な動き

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進展する中で、福祉ニーズは多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がい者が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

国においては、平成23年8月にこの計画の根拠法となる障害者基本法の一部が改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。その後、「障害者権利条約」批准、「第4次障害者基本計画」を平成30年3月に策定するなど、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。さらに、障がい者の法定雇用率の引き上げ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が行われ、障がい者の社会参加の機運が高まる一方、障がい者に対する差別や偏見も残されており、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁となっています。

障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが必要です。

法令等の制定・改正、国や社会の動向	
平成26年1月	障害者の権利に関する条約批准
平成27年1月	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定難病に対する医療費の助成</li> <li>・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進</li> </ul>
平成28年4月	障害者差別解消法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止</li> <li>・ 合理的配慮の提供</li> </ul>
5月	成年後見制度利用促進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用促進委員会の設置</li> </ul>
6月	ニッポン一億総活躍プラン（閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者、難病患者、がん患者等の活躍支援、地域共生社会の実現</li> </ul>
8月	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害者支援地域協議会の設置</li> <li>・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮</li> </ul>
平成30年3月	第4次障害者基本計画の策定
4月	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正による施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立生活援助の創設</li> <li>・ 就労定着支援の創設</li> <li>・ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用</li> <li>・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）</li> <li>・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援</li> </ul>
6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行
令和元年6月	障害者雇用促進法の改正
10月	就学前の障害児の発達支援の無償化
令和2年6月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

## 2. 計画策定の趣旨

羅臼町（以下、「本町」という。）では、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを目指し、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き、安心して暮らせるまちづくり～障がい者の自立を地域で支える共生社会の形成～」を基本理念として、平成24年3月に「障がい者計画」、平成27年3月には「障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

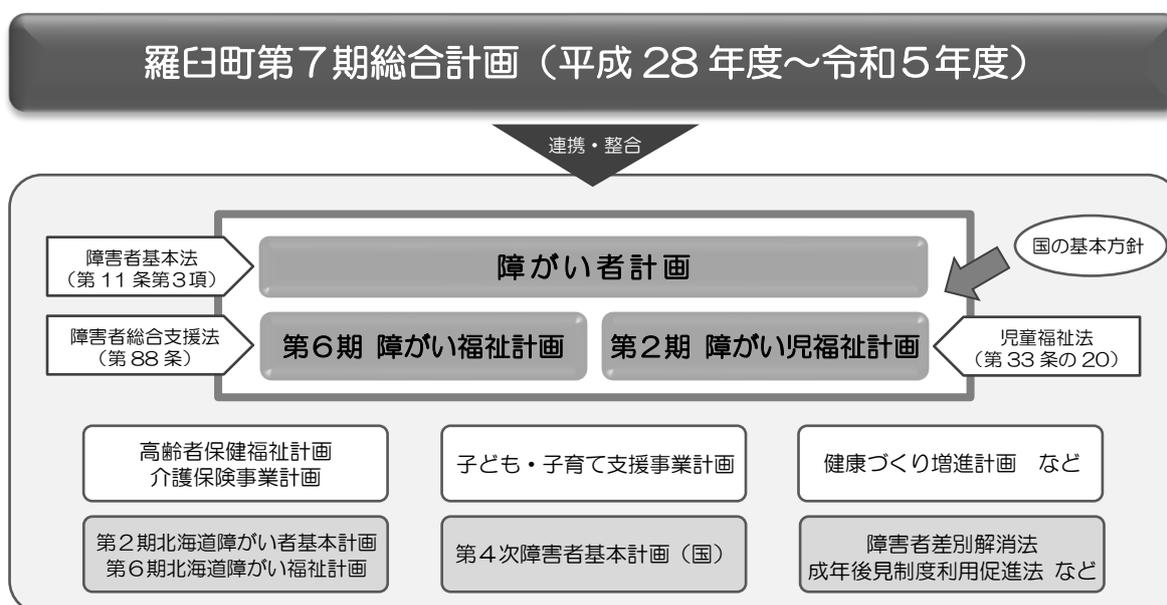
社会全体の高齢化や核家族化の進展とともに、障がい者の増加と高齢化、さらには障がいの重度化がみられ、それに伴い障がい福祉のニーズは多様化しています。また、多くの障がい福祉に関する法制度の改革が行われるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においても、新たな法制度に対応できるよう、国や道の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきましたが、より一層の障がい福祉施策の推進を図るため、国による障がい者制度改革の動きを反映し、障がい者の現状やニーズ、個別施策の見直しを含めた「障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定するものです。

## 3. 計画の根拠と位置付け

この計画は、最上位計画である「羅臼町第7期総合計画」の「行動方針2 一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまち」の「障がい者福祉の充実」に位置付けられ、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、羅臼町における障がい者（児）施策の総合的な推進と障害福祉サービスの見込量とサービス提供体制の確保方策等について定めるものです。

### ■計画の位置付け



## 4. 計画の期間

「障がい者計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を令和3年度から令和8年度の6年間とします。「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の基本指針により3年ごとに策定することとされていますので、令和3年度から令和5年度の3年間です。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ■「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対象期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者計画					
第6期 障がい福祉計画 第2期 障がい児福祉計画					
		見直し	第7期 障がい福祉計画 第3期 障がい児福祉計画		

## 5. 対象とする障がい者の範囲

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

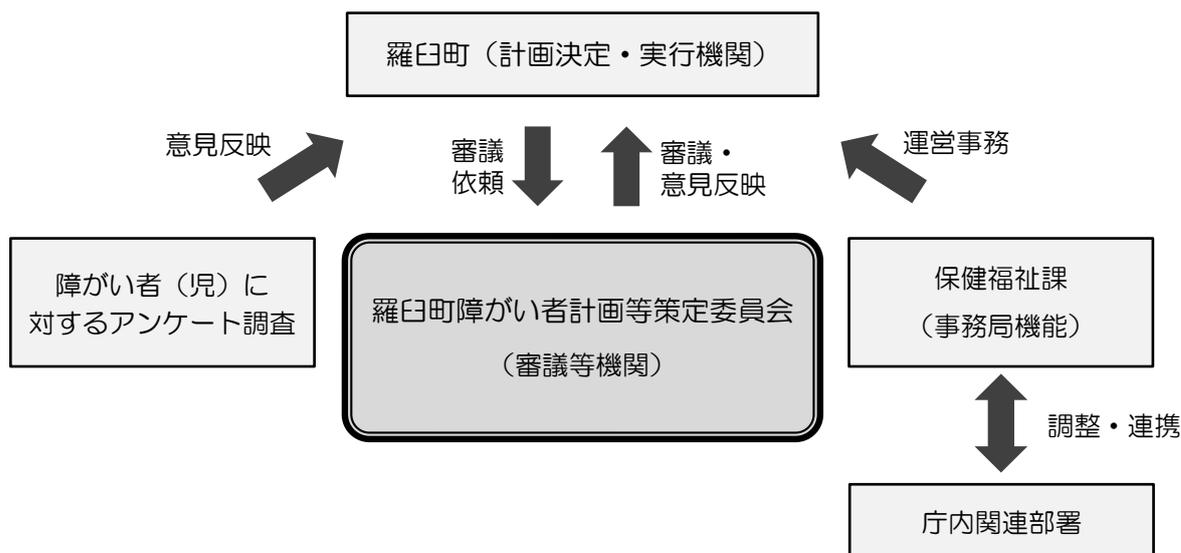
また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とされています。

この計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある方）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある方、高次脳機能障がいのある方や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている方など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての方です。

## 6. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がい福祉施策の担当部門である羅臼町保健福祉課を中心として、現計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

また、市民の意見を反映させるため、障がい者団体関係者、民生委員・児童委員、保健医療関係者、社会福祉団体関係者等の構成による「羅臼町障がい者計画等策定委員会」において、計画内容の審議を行いました。



## 7. 北海道の動向

### (1) 北海道障がい者基本計画・北海道障がい福祉計画

北海道が平成25年に策定した『第2期北海道障がい者基本計画』では、平成25年度から令和4年度までの10年間を計画期間として、障がいの有無にかかわらず「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現を目指し、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として、北海道における障がい者施策の一層の促進を図っています。

さらに、令和3年に策定した第6期北海道障がい福祉計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとしています。

## (2) 市町村圏域の設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい福祉計画において北海道障がい保健福祉圏域が設定され、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークが推進されています。

この圏域は、第二次地域福祉圏域と同様、本道を21に区分しており、羅臼町は、根室障がい保健福祉圏域に位置付けられています。

## 8. SDGs とのつながり

SDGs（エスディーゼズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際社会全体の共通目標で、多岐にわたる17の目標と169のターゲットが設定されており、令和12年までの達成を目指すものです。

羅臼町では、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指してSDGsに積極的に取り組んでおり、この計画の推進に関連する目標としては、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」が挙げられます。

### ■障がい福祉分野と関連するSDGsの目標



#### 障害者基本法 第2条

- ① 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ② 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### 障害者総合支援法 第4条

- 1 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。
- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

#### 身体障害者福祉法 第4条

この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

#### 北海道立心身障害者総合相談所における知的障害者の定義

知的障害とは、心身の発達期（概ね18歳まで）に現れた、生活上の適応障害を伴う知的機能障害のため、医療、教育、福祉等の援助を要する状態をいう。

※法令上の定義はない

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第5条

この法律で、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

#### 児童福祉法 第4条

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

# 第2章 羅臼町の現状

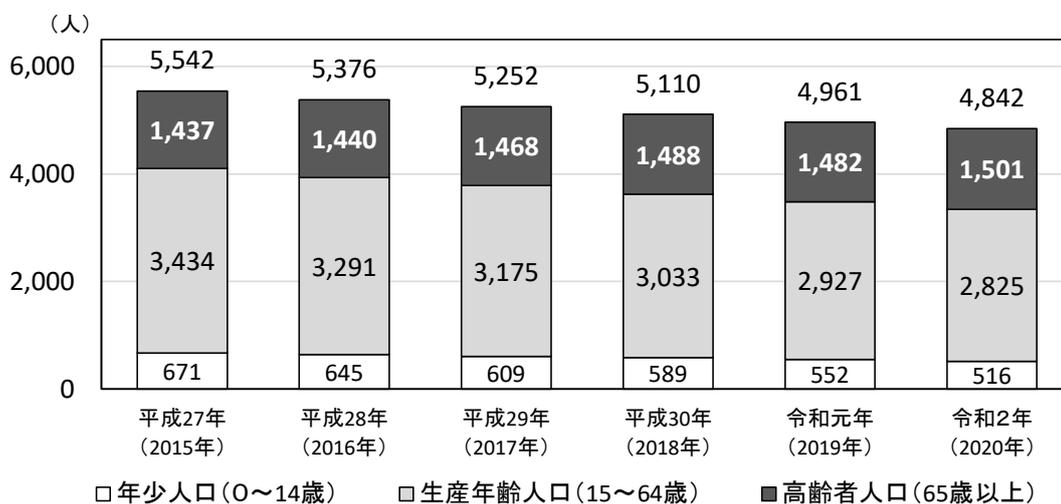
## 1. 総人口及び世帯の動向

### (1) 総人口等の推移

住民基本台帳をもとに年齢3区分別人口をみると、高齢者人口は増加、年少人口及び生産年齢人口は減少で推移しており、令和2年の総人口は4,842人で、平成27年から700人（12.6%）減少しました。

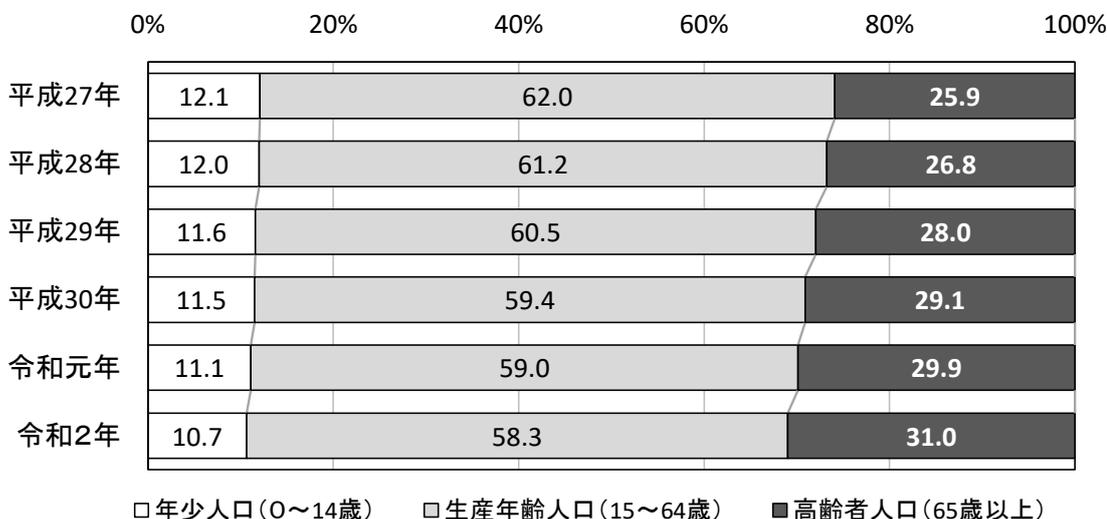
また、総人口の減少と高齢者人口の増加により高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は上昇しており、令和2年の高齢化率は31.0%となっています。

#### ■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

#### ■年齢3区分別人口割合の推移

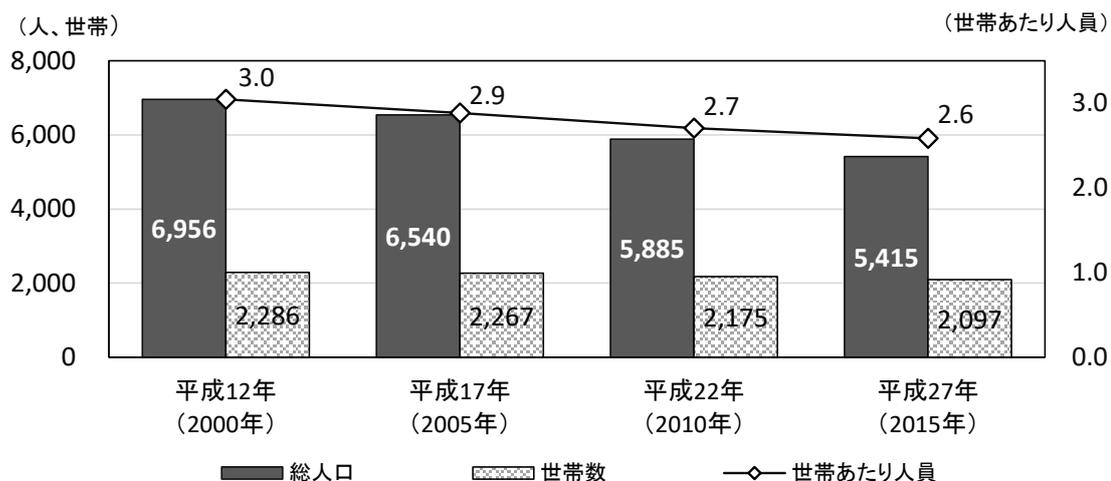


## (2) 世帯数の推移

世帯数をみると、平成12年からゆるやかに減少しており、平成27年には2,097世帯となりました。総人口と世帯数から求められる世帯あたり人員も減少が続いており、核家族化の進行がうかがえます。

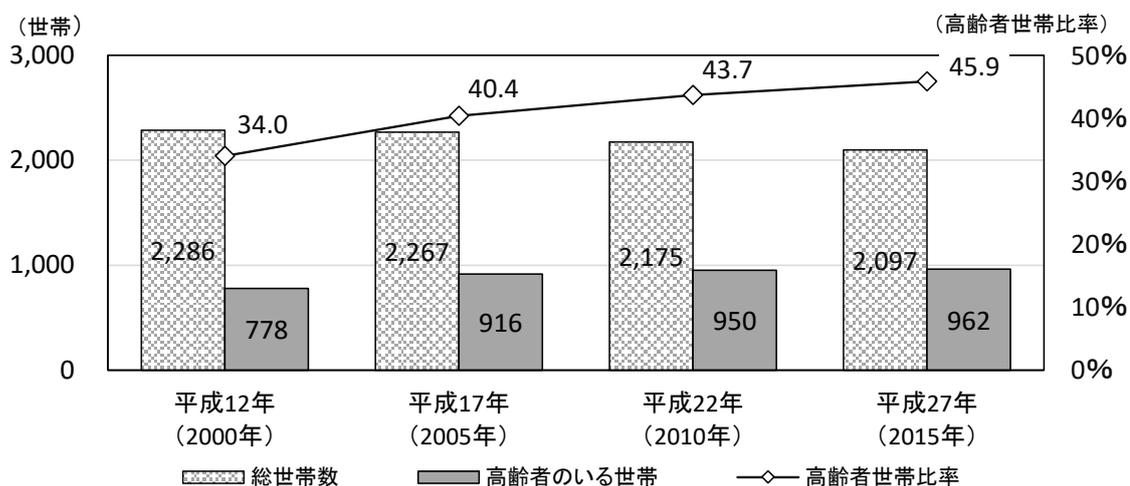
また、高齢者のいる世帯数は一貫して増加しており、平成27年は962世帯で、平成12年から184世帯（23.7%）増加しています。

### ■総人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

### ■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

## 2. 障害者手帳等所持者の状況

### (1) 障がい者数の推移（障害者手帳所持者数）

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、335人となっています。

平成27年から5年間の推移では、身体障がい者と精神障がい者は減少傾向、知的障がい者は横ばいで推移しています。

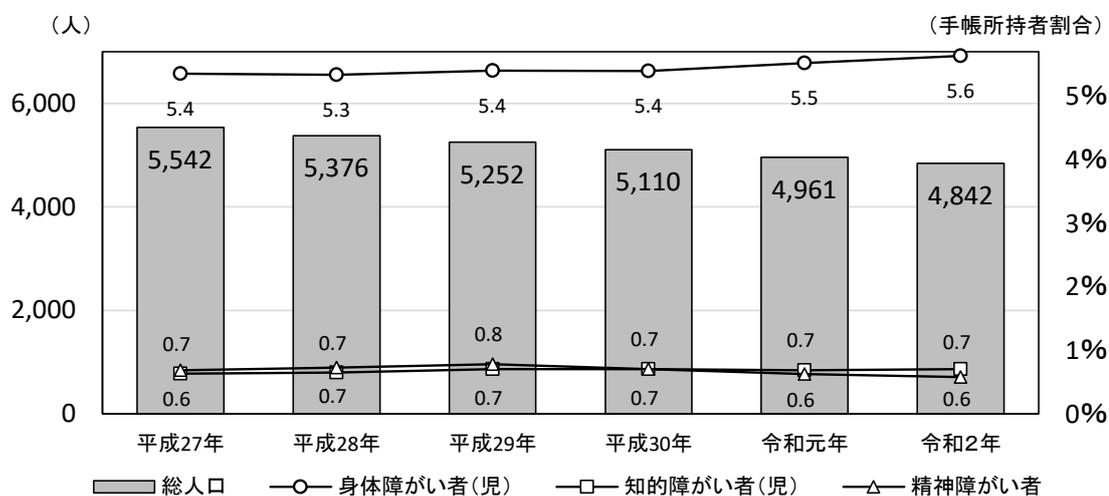
また、令和2年の18歳未満の障害者手帳所持者は9人で、全体の2.7%です。

#### ■障がい者（障害者手帳所持者）数の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
合 計	370	361	362	348	339	335
身体障がい者	297	287	284	276	274	273
18歳未満	2	1	1	1	0	0
18～64歳	94	88	86	79	78	77
65歳以上	201	198	197	196	196	196
知的障がい者	35	35	37	36	34	34
18歳未満	16	15	15	13	11	9
18～64歳	14	17	20	21	21	23
65歳以上	5	3	2	2	2	2
精神障がい者	38	39	41	36	31	28
18歳未満	1	1	1	1	0	0
18～64歳	31	30	29	26	23	20
65歳以上	6	8	11	9	8	8
18歳未満	19	17	17	15	11	9
18～64歳	139	135	135	126	122	120
65歳以上	212	209	210	207	206	206

資料：羅臼町（各年4月1日現在）

#### ■総人口に占める障がい者数の割合



## (2) 身体障がい

身体障がい者数を等級別にみると、年によるばらつきはありますが、「2級」「3級」は減少傾向、他の等級はほぼ横ばいで推移しています。

また、障がい種類別みると、「肢体不自由」は減少傾向、その他の障がい区分は横ばいから増加傾向となっています。

### ■身体障がい者（等級別）の推移

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1 級	人	78	78	80	76	76	75
	%	(26.3)	(27.2)	(28.2)	(27.5)	(27.7)	(27.5)
2 級	人	42	36	32	31	30	30
	%	(14.1)	(12.5)	(11.3)	(11.2)	(10.9)	(11.0)
3 級	人	47	45	44	39	37	36
	%	(15.8)	(15.7)	(15.5)	(14.1)	(13.5)	(13.2)
4 級	人	85	85	86	85	85	85
	%	(28.6)	(29.6)	(30.3)	(30.8)	(31.0)	(31.1)
5 級	人	27	26	26	28	29	29
	%	(9.1)	(9.1)	(9.2)	(10.1)	(10.6)	(10.6)
6 級	人	18	17	16	17	17	18
	%	(6.1)	(5.9)	(5.6)	(6.2)	(6.2)	(6.6)
合 計	人	297	287	284	276	274	273

資料：羅臼町（各年4月1日現在）

### ■身体障がい者（障がい種類別）の推移

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚障がい	人	11	11	11	12	12	12
	%	(3.0)	(3.1)	(3.1)	(3.5)	(3.6)	(3.6)
聴覚（平衡機能）障がい	人	18	18	19	19	19	19
	%	(4.9)	(5.1)	(5.4)	(5.6)	(5.6)	(5.7)
音声言語障がい	人	3	2	2	2	4	4
	%	(0.8)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(1.2)	(1.2)
肢体不自由	人	256	245	240	228	222	220
	%	(69.8)	(68.8)	(68.2)	(66.9)	(65.7)	(65.5)
内部障がい	人	79	80	80	80	81	81
	%	(21.5)	(22.5)	(22.7)	(23.5)	(24.0)	(24.1)
合 計	人	367	356	352	341	338	336

資料：羅臼町（各年4月1日現在）

※障がい種類別では重複があるため、手帳所持者数より合計が多くなっています。

### (3) 知的障がい

知的障がい者数を等級別にみると、「A（重度）」「B（軽度）」ともにほぼ横ばいで推移しています。

#### ■療育手帳所持者数の推移

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
A（重度）	人	3	3	3	3	3	3
	%	(8.6)	(8.6)	(8.1)	(8.3)	(8.8)	(8.8)
B（軽度）	人	32	32	34	33	31	31
	%	(91.4)	(91.4)	(91.9)	(91.7)	(91.2)	(91.2)
合 計	人	35	35	37	36	34	34

資料：羅臼町（各年4月1日現在）

### (4) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年以降では14人となっています。  
公的負担を受け通院している人は、平成27年以降はいません。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
精神障害者保健福祉手帳所持者	人	11	13	14	14	14	14
公的負担を受け通院している患者		—	—	—	—	—	—

資料：羅臼町（各年4月1日現在）

### (5) 発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がいのある方の正確な人数は把握できていないのが現状です。

## (6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障害としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識を持って支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

## (7) 難病等

難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から、障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わりました。

なお、対象となる方は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、必要と認められた支援が受けられます。

### ■ 特定疾患医療受給者証所持者の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総 数	49	49	40	35	30	31
人						

資料：中標津保健所（各年4月1日現在）

### ■ 小児慢性特定疾患医療受給者証所持者の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総 数	2	3	2	2	2	3
人						

資料：中標津保健所（各年4月1日現在）

## (8) 障がいのある児童・生徒の状況

特別保育及び特別支援学級等に通う児童・生徒は以下のとおりです。

## ■特別保育児童の推移

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
児童数	人	0	0	0	0	0	0

資料：羅臼町（各年4月1日現在）

## ■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童生徒数の推移

区 分			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	学級数	級	5	5	5	5	7	7
	児童数	人	15	11	12	10	12	18
中学校	学級数	級	4	4	4	3	3	3
	生徒数	人	6	8	9	11	7	6

資料：羅臼町教育委員会（各年5月1日現在）

## ■特別支援教育支援員の配置状況

区 分			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	羅 臼	人	1	1	1	1	1	1
	春 松		1	1	1	1	1	1
中学校	羅 臼		0	0	0			
	春 松		0	0	0			
	知床未来				0	0	0	

資料：羅臼町教育委員会（各年5月1日現在）

※羅臼中学校と春松中学校が統合し、平成30年4月1日に知床未来中学校が開校しました。

## ■北海道中標津支援学校在籍者の推移

小学部		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1年生	人					0	0
2年生						0	0
3年生						0	0
4年生						0	0
5年生						0	0
6年生						1	0
合 計							1

第2章 羅臼町の現状

中学部		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 年生	人					1	1
2 年生						0	1
3 年生						0	0
合 計						1	2

高等部		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 年生	人	5	1	2	0	1	2
2 年生		0	5	1	2	0	1
3 年生		1	0	5	1	2	0
合 計		6	6	8	3	3	3

資料：北海道中標津支援学校 学校要覧（各年5月1日現在）

※北海道中標津高等養護学校は、平成 31 年4月1日に小学部及び中学部が開設され、北海道中標津支援学校となりました。

## （9）経済的支援の状況

手当等の支給実績は以下のとおりです。

### ■手当等の支給実績

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
特別障害者手当	受給者数	人	1	1	1	1	1	1
障害児福祉手当			—	—	—	—	—	—
特別児童扶養手当			17	8	8	7	7	5
心身障害者扶養 共済制度加入等 の実績	加入者数	—	—	—	—	—	—	—
	受給者数	—	—	—	—	—	—	—

※令和2年度は見込み

### ■障がい者等に対する医療費支援実績

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
育成医療給付実績	受給者数	件	3	2	1	2	3	3
更生医療給付実績	給付件数		263	237	328	262	345	350
重度心身障害者医 療費助成実績	延給付件数		1,336	1,307	1,300	1,373	1,126	1,300
	助 成 額 千円	7,959	7,482	6,826	7,124	6,670	6,653	

※令和2年度は見込み

### 3. 障がい者を取り巻く環境

#### (1) 公共施設のバリアフリー化

##### ■公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	手すり (階段等)	障がい者 対応トイレ	スロープ (出入口)	エレベーター/ エスカレーター	障がい者 用駐車場	誘導 ブロック
役場	○	○	○	○		
町民体育館	○	○	○			
温泉プール						
羅臼幼稚園						
羅臼小学校	○	○	○			
春松幼稚園			段差なし			
春松小学校	○	○	段差なし			
知床未来中学校	○	○	段差なし		○	
郷土資料館	○		○			
老人福祉センター (福寿園)	○	○	○			
交流センター (道の駅)		○	段差なし		○	
羅臼国後展望塔	○	○	段差なし			
知床らうす国民健康 保険診療所	○	○	段差なし	○	○	
羅臼ビジターセンター		○	段差なし		○	
ルサフィールドハウス		○	段差なし		○	

※凡例 ○：設置されている。

#### (2) 障がい福祉関係団体・ボランティア団体

##### ■障がい福祉関係団体・ボランティア団体一覧

団体名	団体の概要	団体規模・会員等
羅臼町身体障がい者福祉協会	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、適切な事業を行うとともに、常に身体障がい者相互の連絡を密にして、総合の連携と福祉の増進を図る。	会員数 105名
社会福祉法人 羅臼町社会福祉協議会	羅臼町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の実施及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。	構成員数 29名

### (3) サービス事業者

■町内の障がい者（児）サービス事業者一覧

事業種別	事業所名	住所	利用定員等
<b>日中系活動サービス</b>			
就労継続支援（B型）	とっどる（羅臼町社会福祉協議会内）	羅臼町湯ノ沢町	10名
<b>地域生活支援事業</b>			
地域活動支援センター	羅臼町社会福祉協議会	羅臼町湯ノ沢町	—
<b>障がい児サービス</b>			
子ども発達支援センター	羅臼町	羅臼町八木浜町	32名

## 4. 障がい者（児）アンケート調査

この計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などについてお聞きし、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

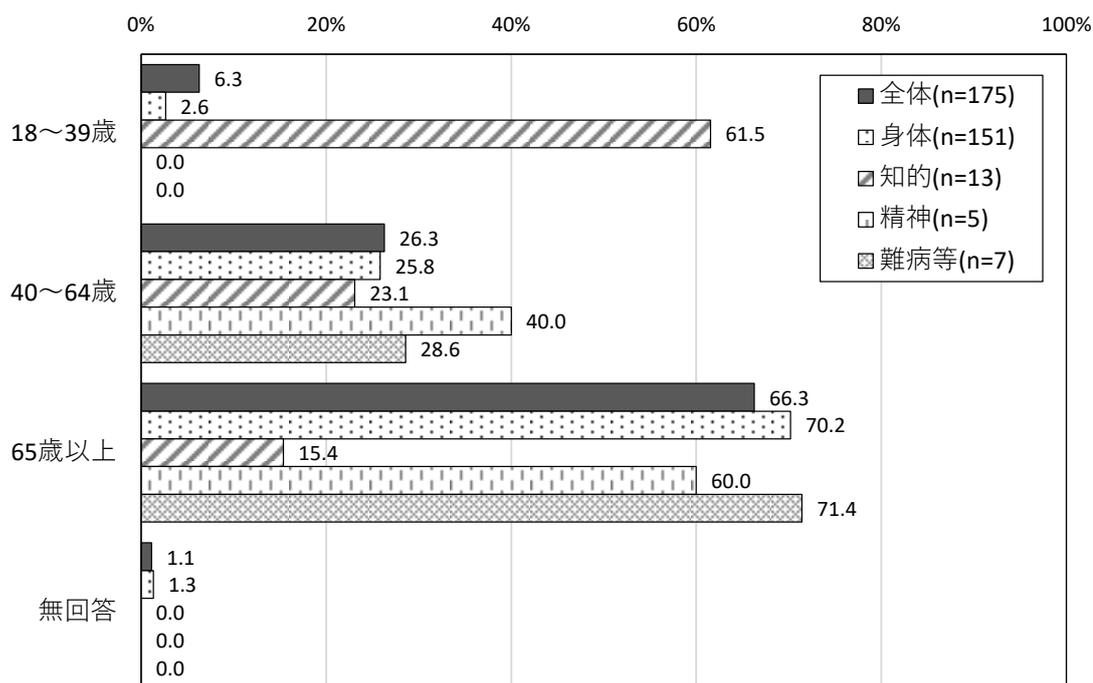
### (1) アンケート調査の概要

	障がい者アンケート調査	障がい児アンケート調査
対象者	町内に在住で18歳以上の 障害者手帳所持者全員	町内に在住で18歳未満の 障害者手帳所持者の保護者全員
調査時期	令和2年7月	
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）	
配布数	292	7
有効回収数	175	3
有効回収率	59.9%	42.9%

### (2) アンケート調査結果（18歳以上）の概要

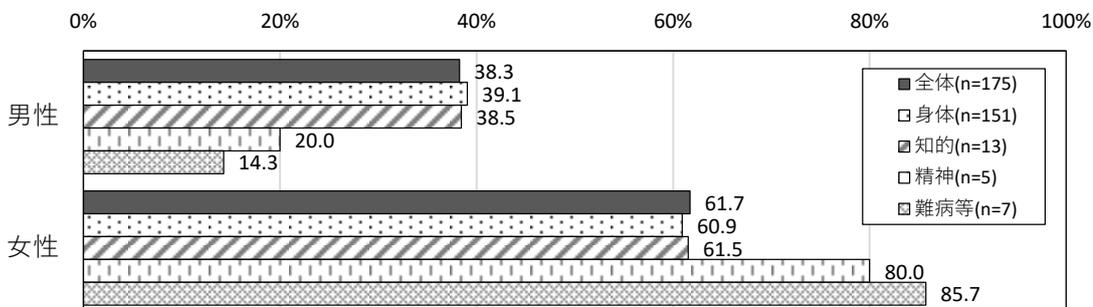
#### 1) 年齢

全体では、「18～39歳」が6.3%、「40～64歳」が26.3%、「65歳以上」が66.3%です。  
障がい種類別で見ると、身体障がい、精神障がい及び難病等は「65歳以上」が、知的障がいは「18～39歳」がそれぞれ最も多くなっています。



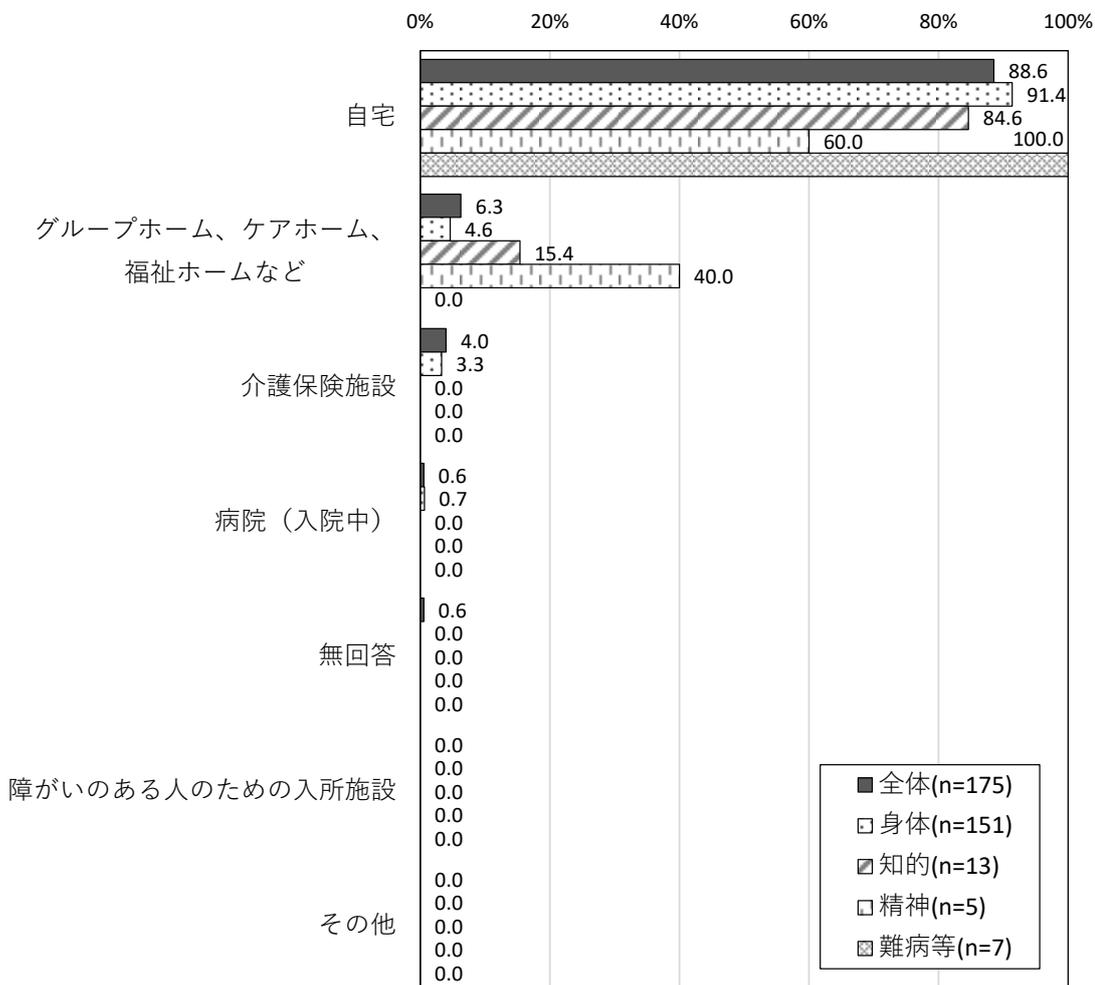
## 2) 性別

全体では、男性が38.3%、女性が61.7%です。  
 障がい種類別で見ると、身体障がいと知的障がいは全体とほぼ同じ割合ですが、精神障がいと難病等は女性が80%以上を占めています。



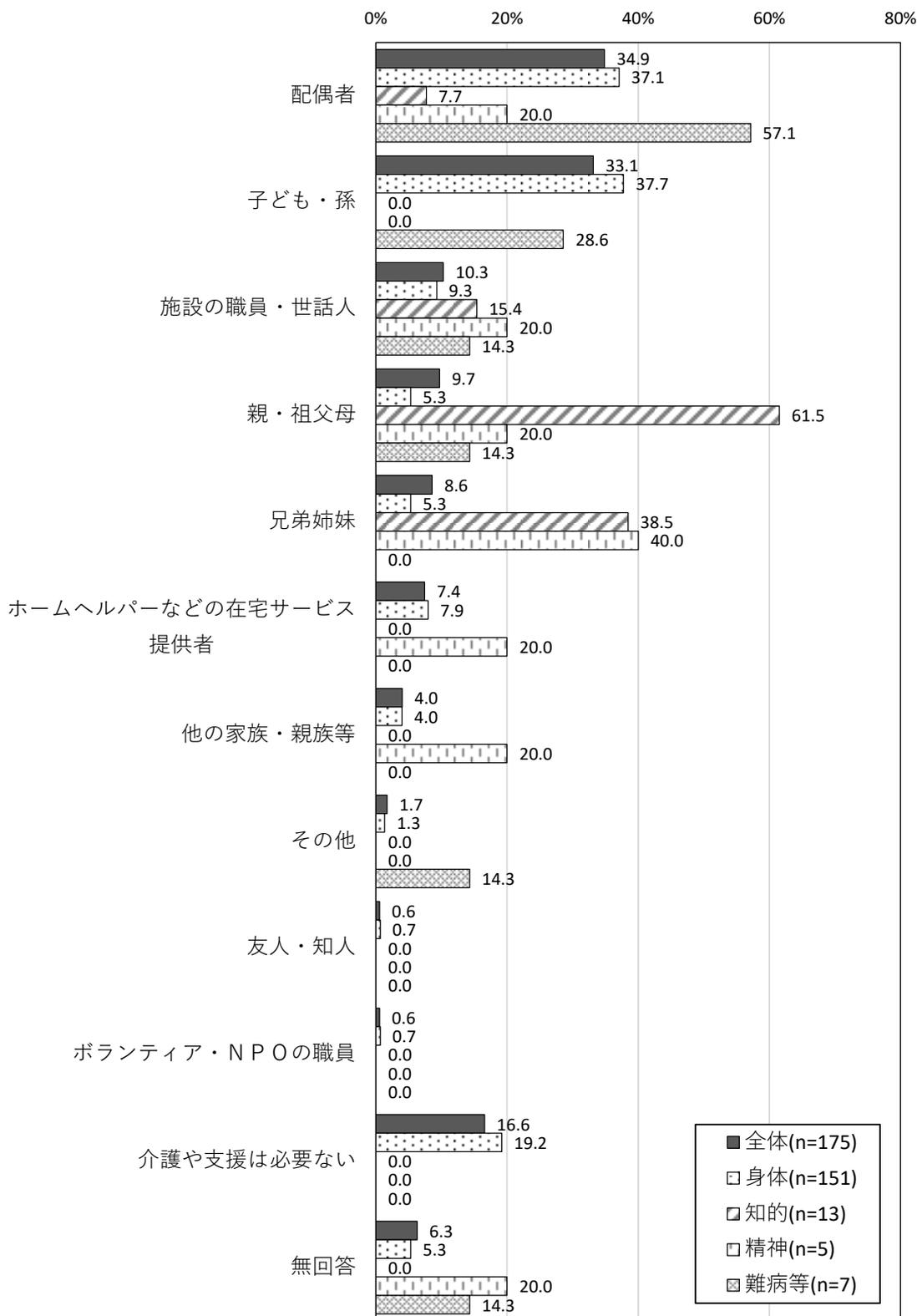
## 3) 暮らしている場所

全体では、「自宅」が最も多く88.6%を占め、次いで「グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなど」(6.3%)、「介護保険施設」(4.0%)が続いています。  
 障がい種類別で見ると、各障がいとも自宅が最も多いですが、精神障がいは「グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなど」が40.0%で他の障がいと比べて多くなっています。



#### 4) 介護や支援をしている人

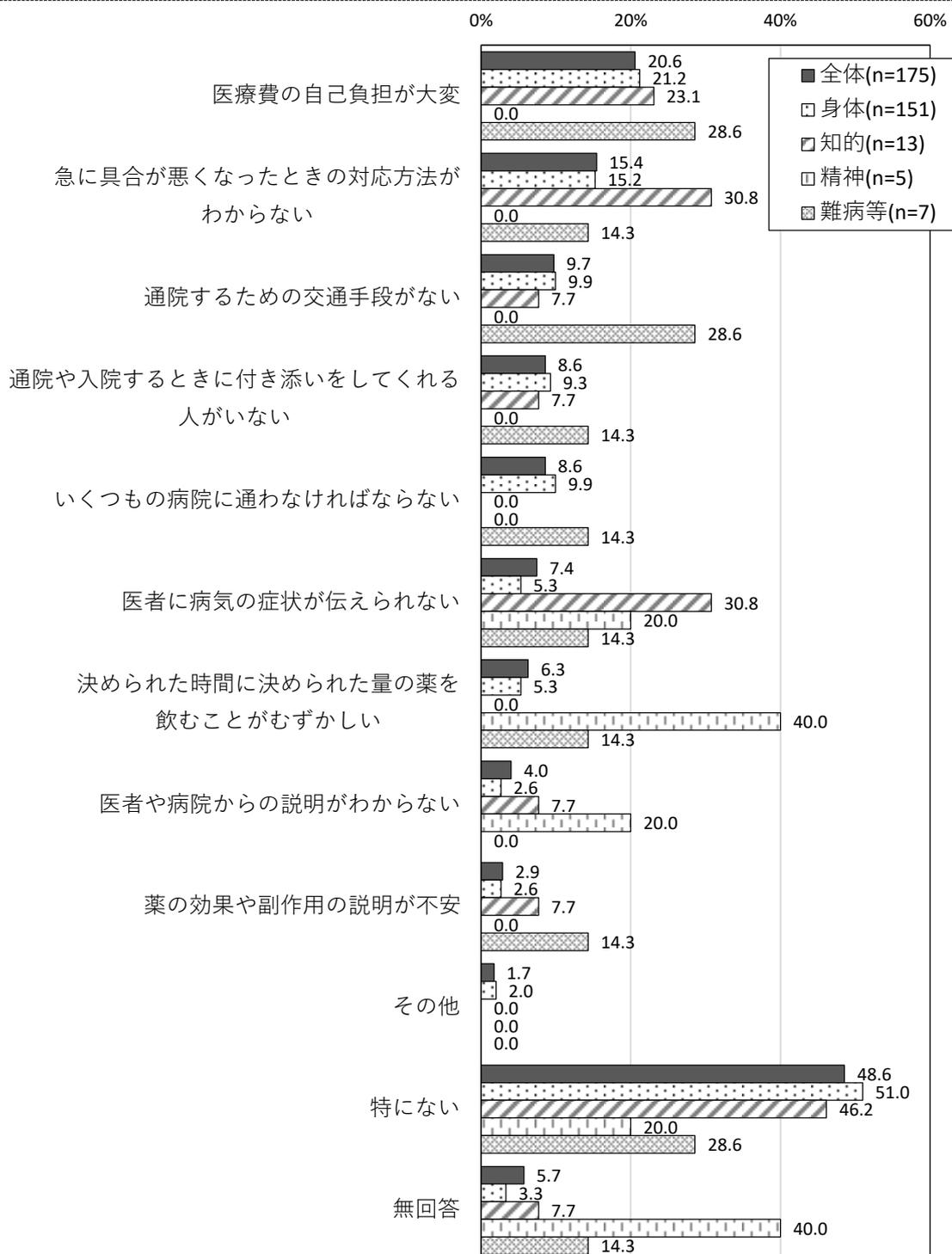
全体では、「配偶者」が 34.9%で最も多く、次いで「子ども・孫」(33.1%)、「施設の職員・世話人」(10.3%)が続いています。  
 障がい種類別で見ると、身体障がいと難病等は「配偶者」が、知的障がいは「親・祖父母」が、精神障がいは「兄弟姉妹」がそれぞれ最も多くなっています。



### 5) 保健・医療面で不安に思ったり、困っていること

全体では、「特にない」が48.6%で最も多いですが、不安に思ったり、困っていることの中では、「医療費の自己負担が大変」(20.6%)、「急に具合が悪くなったときの対応方法がわからない」(15.4%)が上位回答となっています。

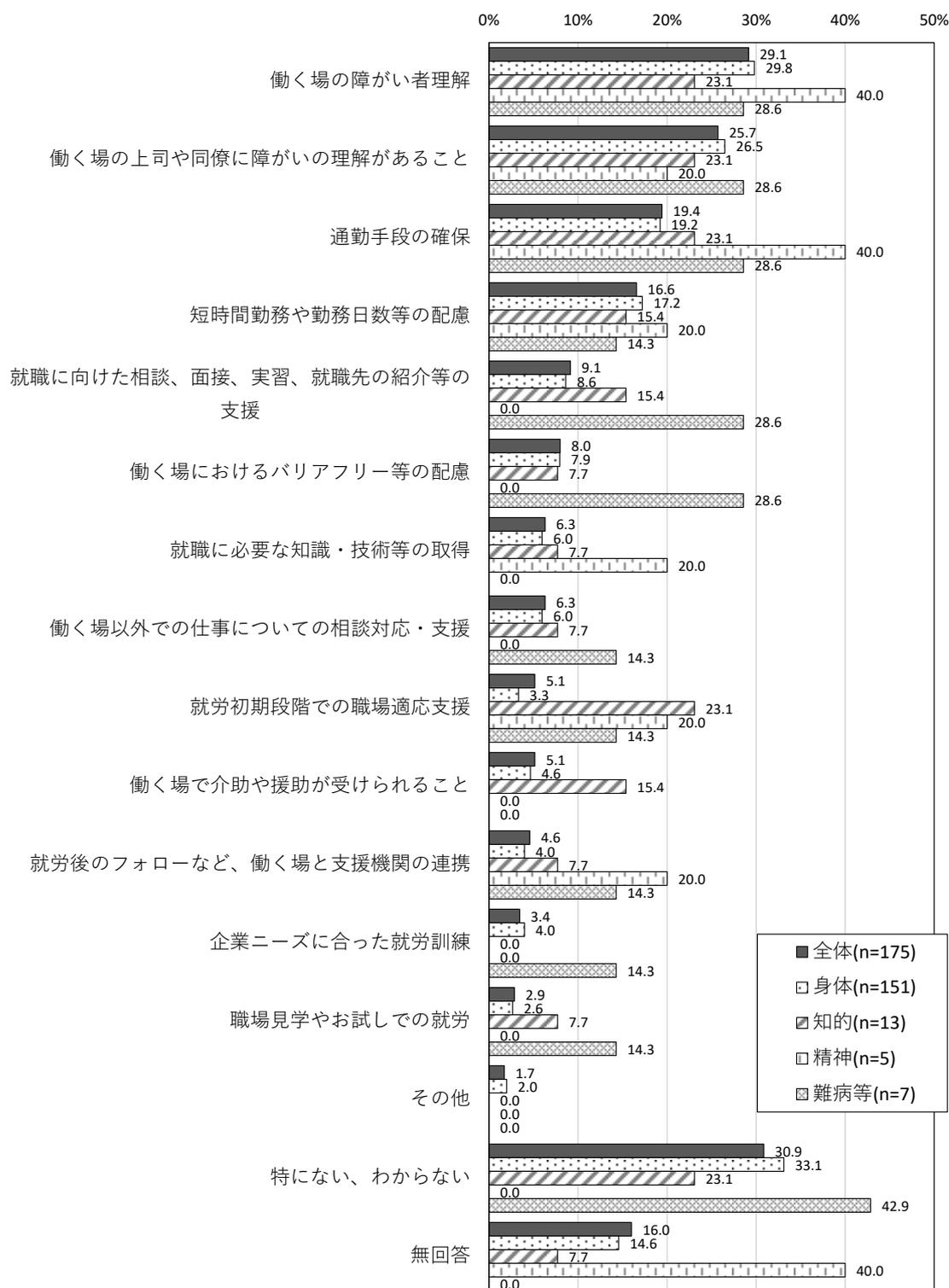
障がい種類別でみると、知的障がいは「医者に病気の症状が伝えられない」が、精神障がいは「決められた時間に決められた量の薬を飲むことがむずかしい」が他の障がいと比べて多くなっています。



### 6) 障がい者が働くために必要なこと

全体では、「特にない、わからない」が30.9%で最も多いですが、障がい者が働くために必要なことの中では、「働く場の障がい者理解」(29.1%)、「働く場の上司や同僚に障がいの理解があること」(25.7%)が上位回答となっています。

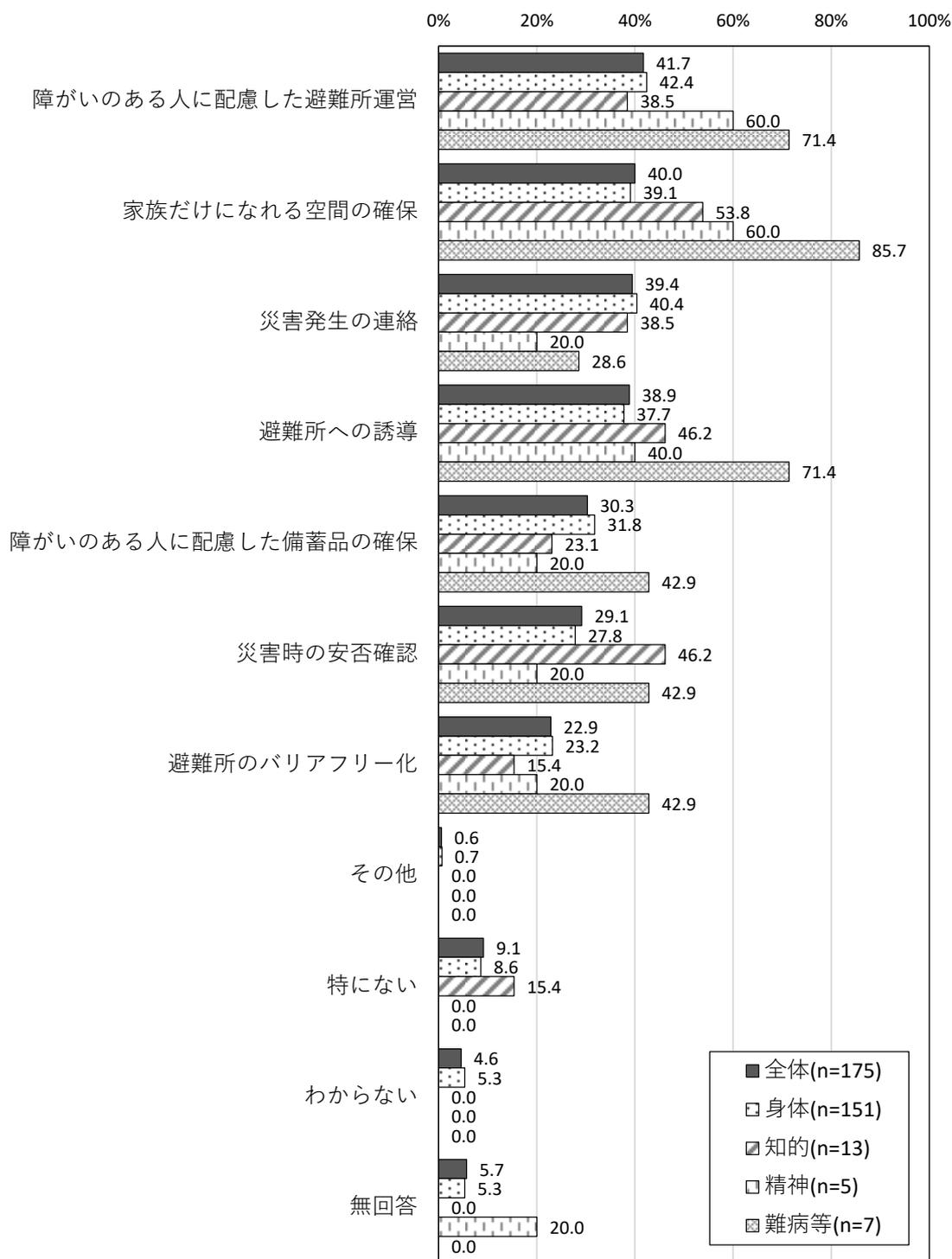
障がい種類別でみると、いずれの障がいも「働く場の障がい者理解」「働く場の上司や同僚に障がいの理解があること」「通勤手段の確保」が上位回答となっています。



### 7) 災害時の支援体制で希望すること

全体では、「障がいのある人に配慮した避難所運営」(41.7%)、「家族だけになれる空間の確保」(40.0%)、「災害発生の連絡」(39.4%)が上位回答となっています。

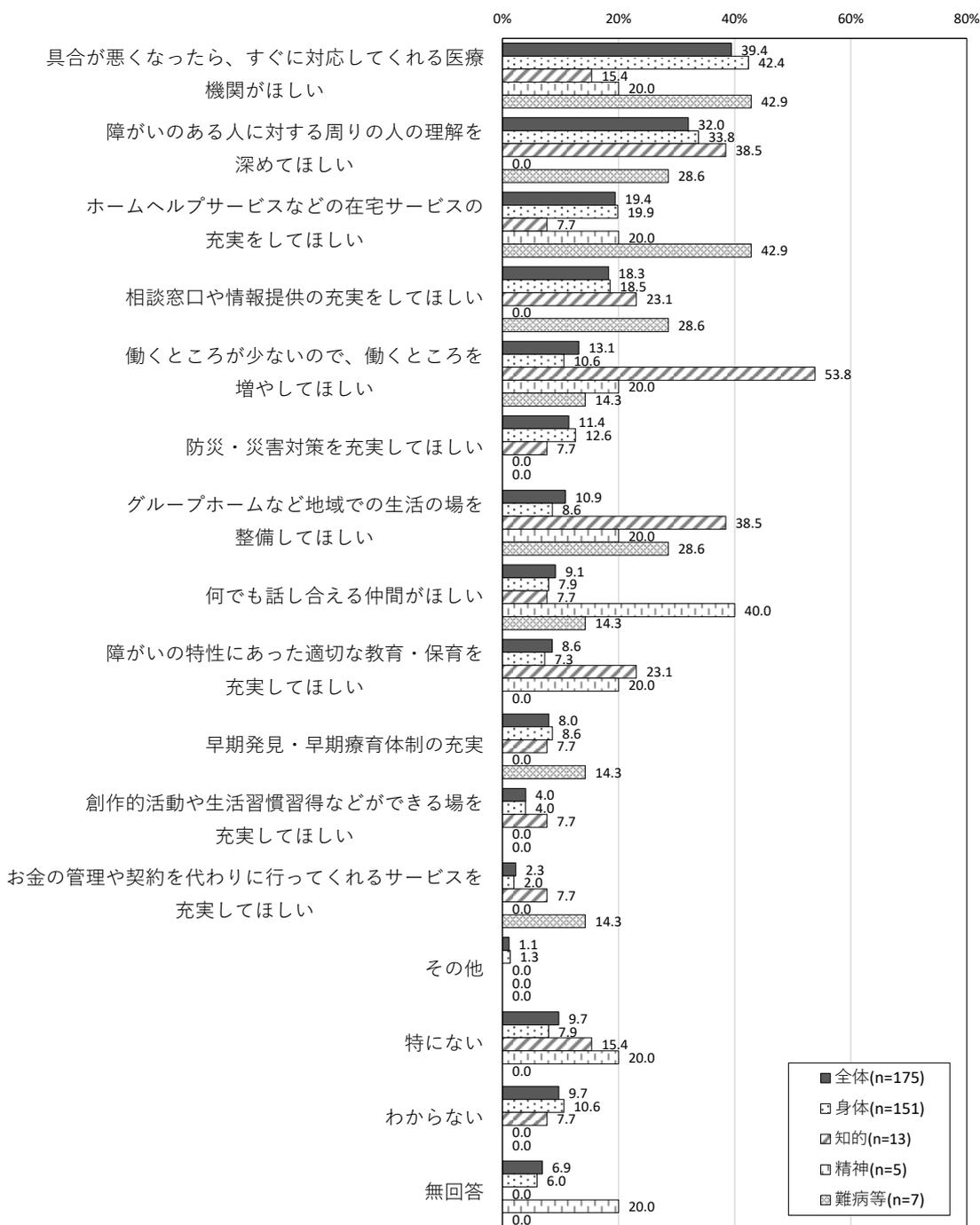
障がい種類別で見ると、身体障がいは「障がいのある人に配慮した避難所運営」が、知的障がいと難病等は「家族だけになれる空間の確保」が、精神障がいは「障がいのある人に配慮した避難所運営」と「家族だけになれる空間の確保」がそれぞれ最も多くなっています。



### 8) 暮らしやすいまちづくりのために、力を入れてほしいこと

全体では、「具合が悪くなったら、すぐに対応してくれる医療機関がほしい」が39.4%で最も多く、次いで「障がいのある人に対する周りの人の理解を深めてほしい」が32.0%で続いています。

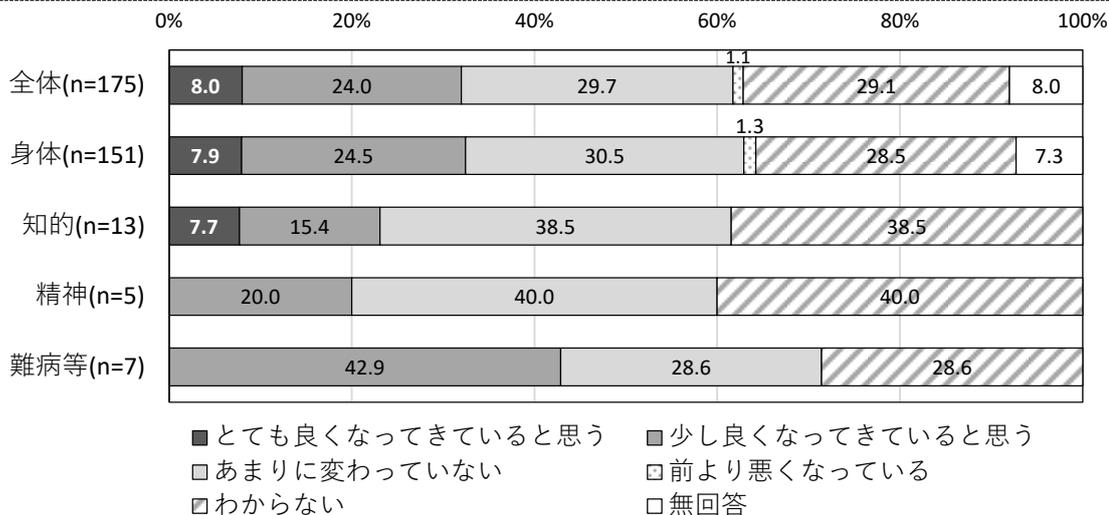
障がい種類別で見ると、身体障がいは「具合が悪くなったら、すぐに対応してくれる医療機関がほしい」が、知的障がいは「働くところが少ないので、働くところを増やしてほしい」が、精神障がいは「何でも話し合える仲間がほしい」が、難病等は「具合が悪くなったら、すぐに対応してくれる医療機関がほしい」と「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実をしてほしい」がそれぞれ最も多くなっています。



### 9) 障がい者への理解

全体では、「とても良くなってきていると思う」(8.0%)と「少し良くなってきていると思う」(24.0%)の合計は32.0%で、「前より悪くなっている」の1.1%を30.9ポイント上回っています。

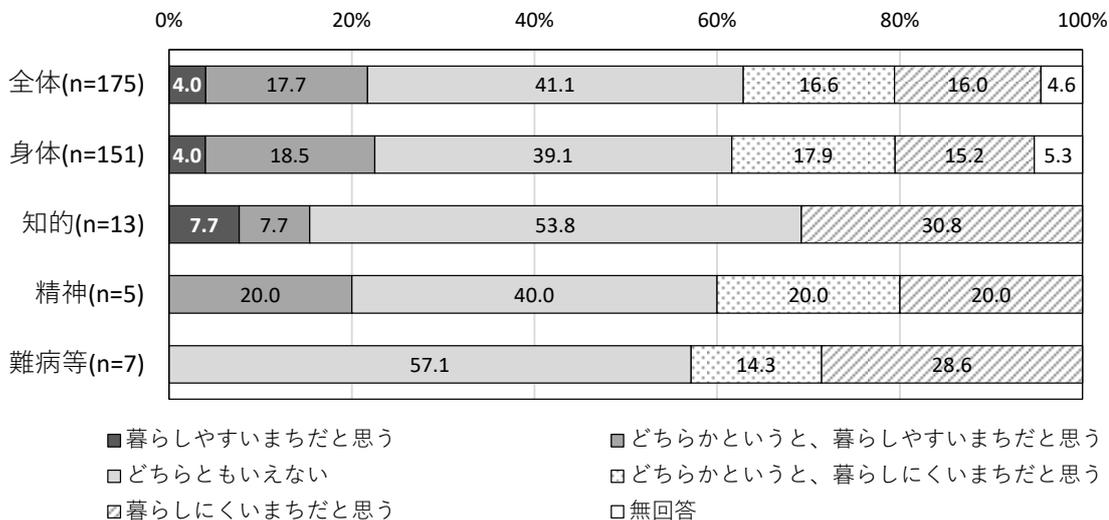
障がい種類別に「とても良くなってきていると思う」と「少し良くなってきていると思う」の合計をみると、難病等は42.9%で最も多く、精神障がいは20.0%で最も少なくなっています。



### 10) 羅臼町の暮らしやすさ

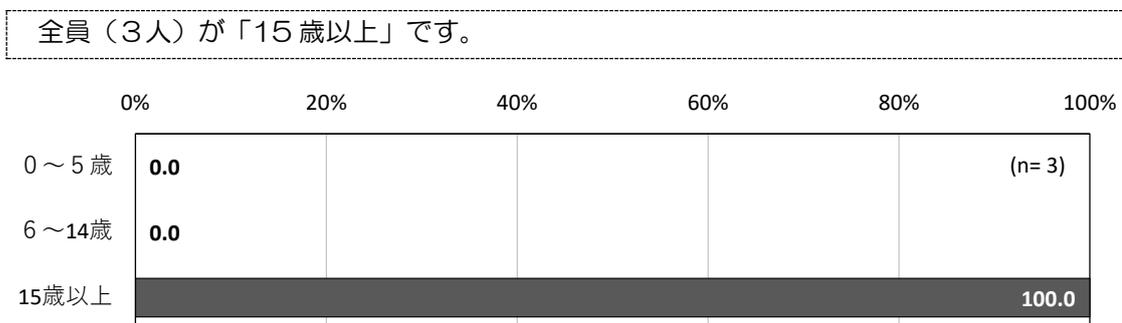
全体では、「暮らしやすいまちだと思う」(4.0%)と「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」(17.7%)の合計は21.7%となっています。一方、「どちらかという、暮らしにくいまちだと思う」(16.6%)と「暮らしにくいまちだと思う」(16.0%)の合計は32.6%で、暮らしやすいと回答している方の割合を10.9ポイント上回っています。

障がい種類別に「暮らしやすいまちだと思う」と「どちらかという、暮らしやすいまちだと思う」の合計をみると、身体障がいが22.5%で最も多く、難病等は0.0%の状況です。

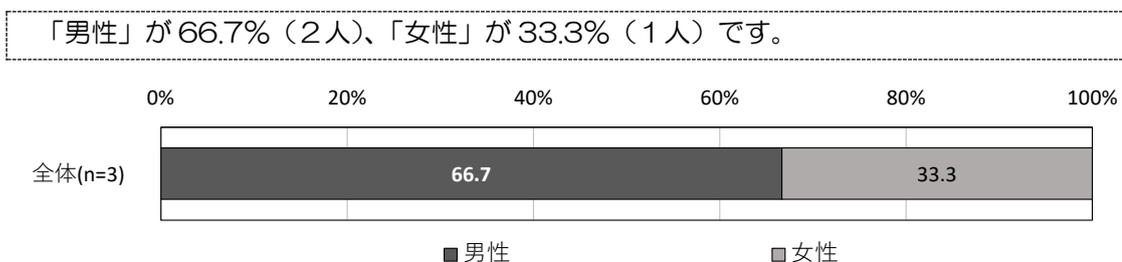


### (3) アンケート調査結果（18歳未満）の概要

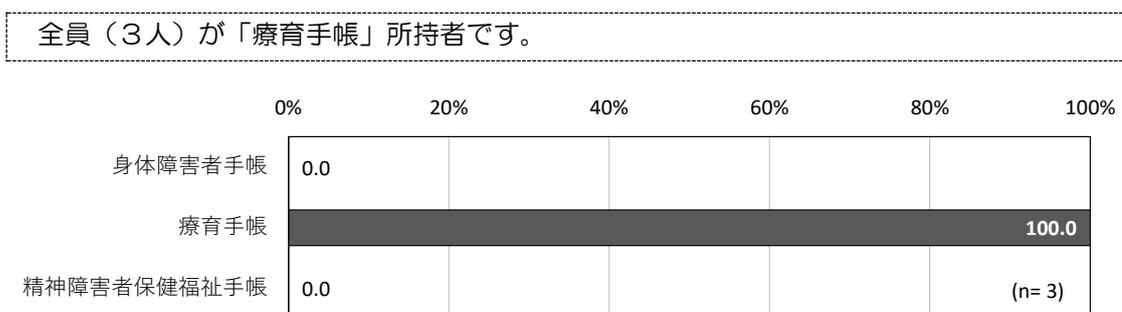
#### 1) 年齢



#### 2) 性別

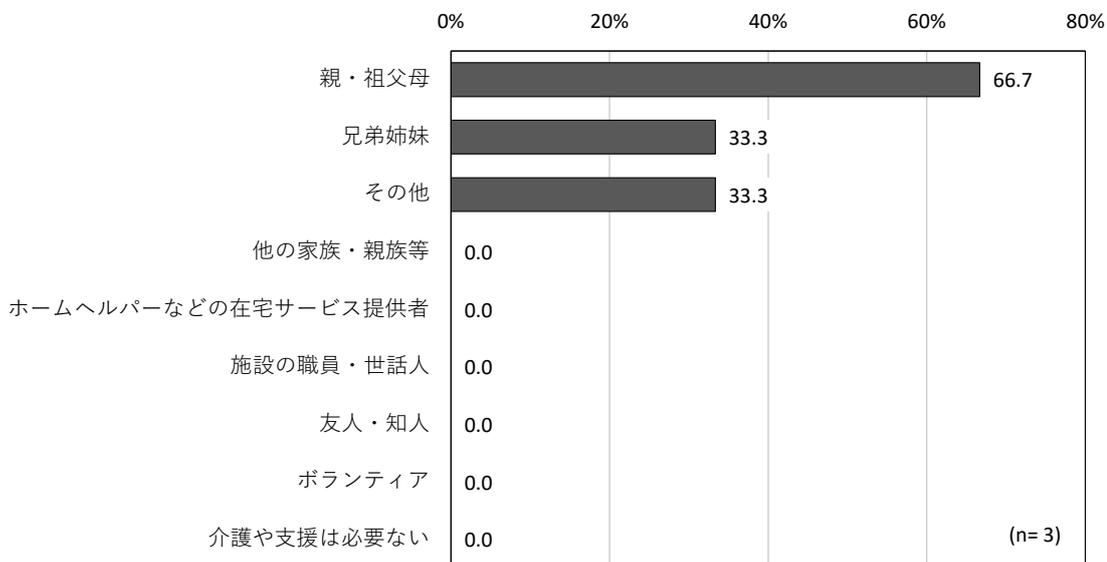


#### 3) 障害者手帳の種類



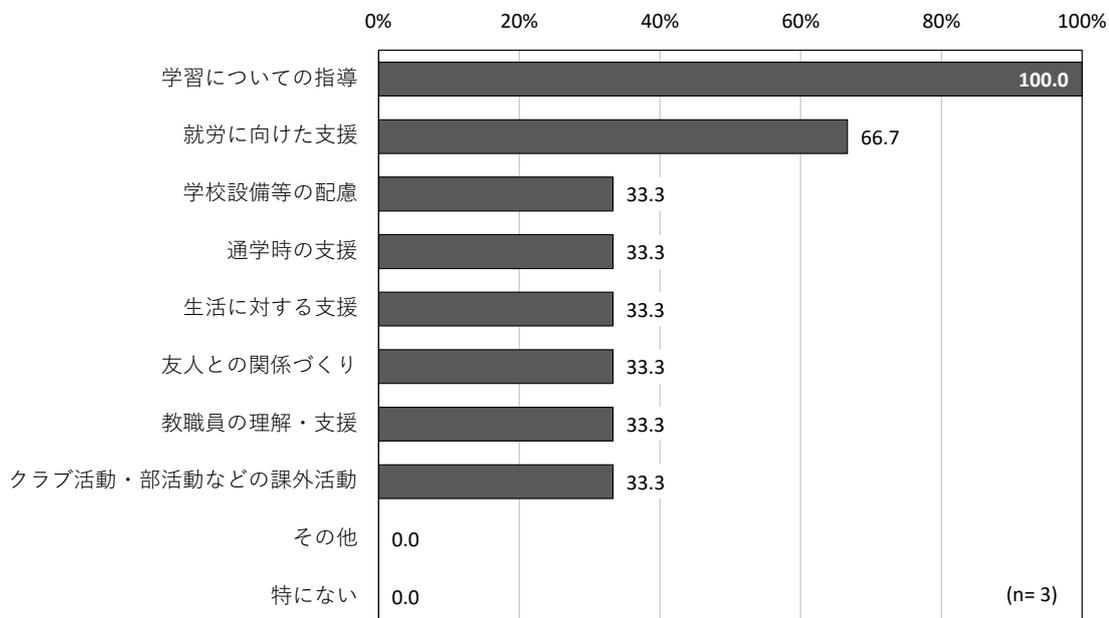
#### 4) 介護や支援をしている人

「親・祖父母」が66.7%（2人）、「兄弟姉妹」「その他」がそれぞれ33.3%（1人）です。



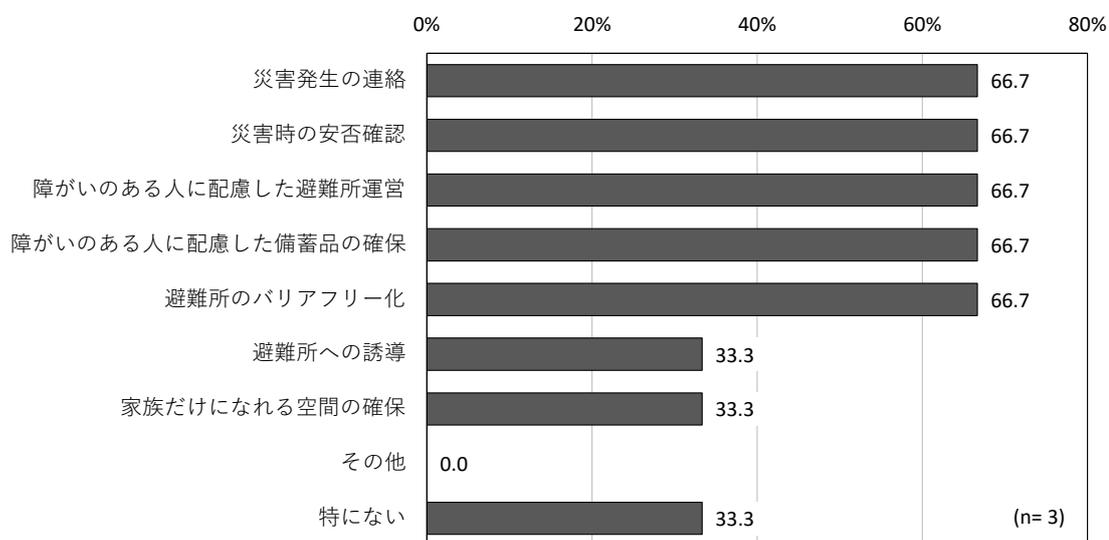
#### 5) 教育や学校生活でさらに充実してほしいと思うこと【複数回答】

全員（3人）が「学習についての指導」と回答しており、「就労に向けた支援」も66.7%（2人）となっています。



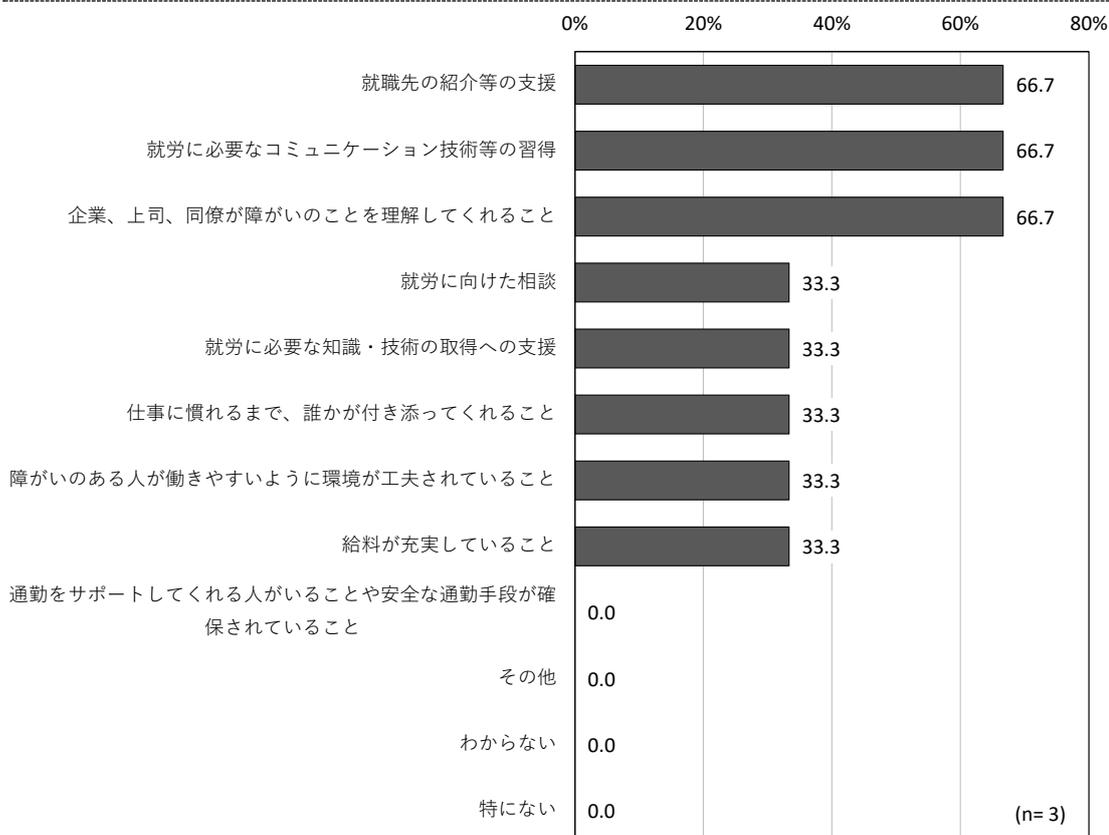
## 6) 災害時の支援体制で希望すること

「災害発生の連絡」他4項目が66.7%（2人）となっています。



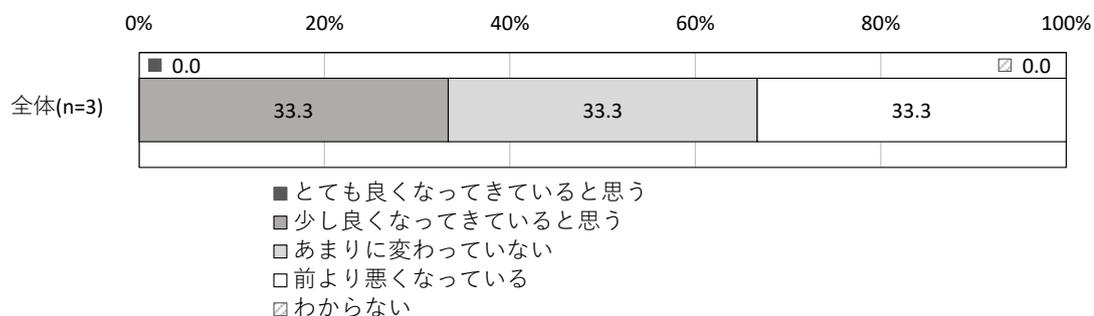
## 7) 将来、お子さんが仕事に就くために重要だと思うこと

「就職先の紹介等の支援」「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」がそれぞれ66.7%（2人）となっています。



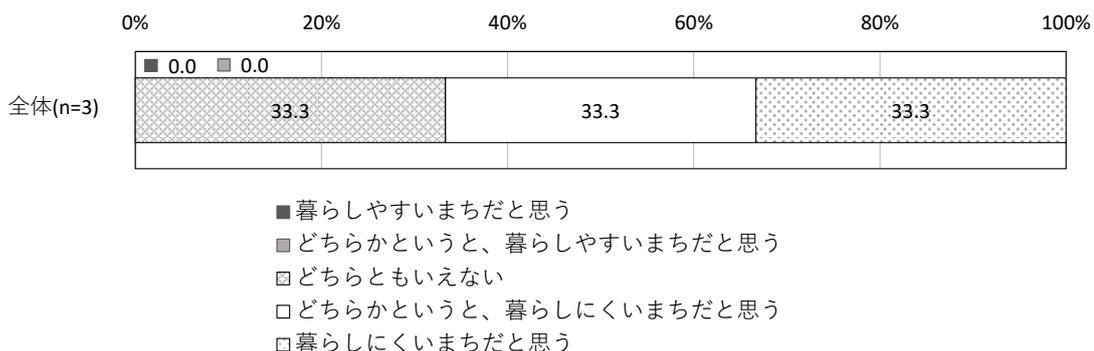
### 8) 障がい者への理解

「少し良くなってきていると思う」「あまりに変わっていない」「前より悪くなっている」がそれぞれ 33.3% (1人) となっています。



### 9) 羅臼町の暮らしやすさ

「どちらともいえない」「どちらかという、暮らしにくいまちだと思う」「暮らしにくいまちだと思う」がそれぞれ 33.3% (1人) となっており、2人の方が暮らしにくいと感じています。



## 第3章 サービス等の実施状況

### 1. 令和2年度における成果目標の達成状況

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	国の基本指針/備考
平成28年度末時点の施設入所者数	—	10人	目標設定の基準値
地域生活移行者数	0人	0人	令和2年度末までに施設からグループホームや一般住宅等に移行した者の数
令和2年度末時点の施設入所者数	—	10人	令和2年度末時点の施設入所者数
施設入所者数の削減数	0人	0人	令和2年度末時点の施設入所者の削減数

#### (2) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和2年度末の地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所	令和2年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。 ※平成30年度において根室圏域(1市4町)に1箇所整備済

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

##### 1) 一般就労移行者数

項目	目標	実績	国の基本指針/備考
平成28年度の一般就労への移行者数	—	0人	目標設定の基準値
令和2年度の一般就労への移行者数	0人	0人	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

##### 2) 就労移行支援事業の利用者数

項目	目標	実績	国の基本指針/備考
平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数	—	2人	目標設定の基準値
令和2年度末時点の就労移行支援事業利用者数	2人	2人	平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

## (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

### 1) 児童発達支援センターの設置数

項目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和2年度末の児童発達支援センターの設置数	—	0箇所	令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。）。

### 2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標	実績	国の基本指針/備考
令和2年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築数	—	0箇所	令和2年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### 3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標	実績	国の基本指針/備考
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保			令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。）。
ア 児童発達支援事業所	—	0箇所	
イ 放課後等デイサービス	—	0箇所	

### 4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標	実績	国の基本指針/備考
平成30年度末の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	—	0箇所	平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。）。

## 2. 障害福祉サービス等の提供実績

### (1) 日中活動系サービス

区 分			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
療養介護	利用者数	人	4	4	4	4	4	4
	利用量	人日/月	242	264	242	264	242	264
生活介護	利用者数	人	11	12	11	12	11	12
	利用量	人日/月	242	264	242	264	242	264
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (宿泊型)	利用者数	人	0	2	0	2	0	2
	利用量	人日/月	0	60	0	60	0	60
就労移行支援	利用者数	人	1	2	1	2	1	2
	利用量	人日/月	22	44	22	44	22	44
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	3	4	3	4	3	4
	利用量	人日/月	66	76	66	76	66	76
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	15	12	16	13	17	13
	利用量	人日/月	330	242	352	263	374	263
就労定着支援	利用者数	人	15	0	16	0	17	0
短期入所 (福祉型)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
短期入所 (医療型)	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0

### (2) 居住系サービス

区 分			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	利用者数	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	13	16	13	16	13	16
施設入所支援	利用者数	人	9	10	9	10	9	10

### (3) 訪問系サービス

区 分			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	人	5	3	5	3	5	3
	延利用量	時間/月	100	280	100	280	100	280

### (4) 相談支援

区 分			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	利用者数	人	37	6	40	6	40	6
地域移行支援	利用者数	人	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

## 3. 児童福祉法に基づくサービスの提供実績

区 分			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	延利用量	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

## 4. 地域生活支援事業（市町村事業）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	無	有	無	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	0	0	0	0	0	0
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	1	0	1	0	1	0
②手話通訳者設置事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
②自立生活支援用具	件数	3	2	3	2	3	2
③在宅療養等支援用具	件数	2	1	2	1	2	1
④情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件数	50	42	55	66	60	66
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	2	0	2	0	2	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0	0	0	0
(9) 移動支援事業	実利用者数	3	4	3	4	3	4
	利用時間数	60	12	60	12	60	12
(10) 地域活動支援センター							
①市町村所在分	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	3	3	4	3	4	3
②他市町村所在分	実施箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0	0

# 第4章 計画の基本的な方向

## 1. 基本理念

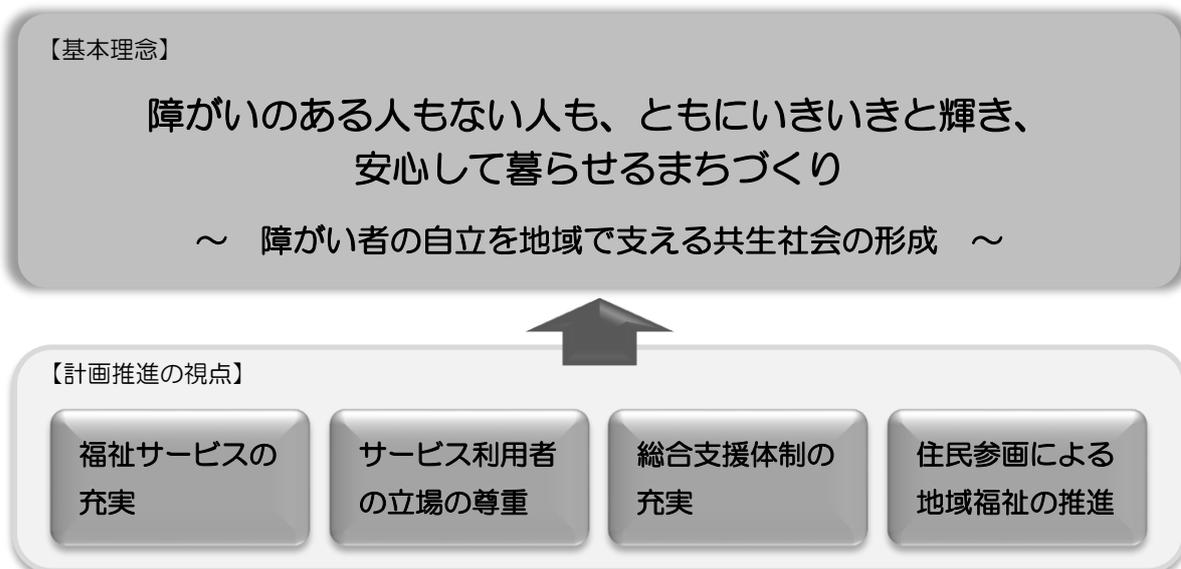
平成23年8月に一部が改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられており、本町においても、障がいのある人も、自らの生き方を主体的に選択・決定し、その個性と可能性を十分に伸ばし、地域で自分が望む生活を送り続けることができよう、地域全体で支える仕組みを計画的に推進しています。また、障がい者施策は、障がいのある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、人生のあらゆる段階において一人の人間として人間性の回復を目指す「リハビリテーション」の理念とを基本にして推進しました。

これまで実施されていた身体障がい者福祉、知的障がい者福祉及び障がい児福祉の一部サービスが、行政による措置を中心とした制度から、利用者の主体的な選択による契約を中心とした制度へと移行していく中で、障がい者が、安心してサービスを利用し、地域での自立した生活を送ることができるよう、各種のサービス提供体制を整備していく必要があります。

前期障がい者計画では、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き、安心して暮らせるまちづくり～障がい者の自立を地域で支える共生社会の形成～」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、お互いを対等な人格として尊重し合い、人間として対等な立場でともに支え、ともに生き、ともに参画できるような社会の実現を目指してきました。

この計画においても、前期障がい者計画の基本理念を受け継ぎ、自らの生き方を主体的に選択・決定し、その個性と可能性を十分に伸ばし、地域で自分が望む生活を送り続けることができるまちづくりを目指します。なお、計画推進にあたっては、4つ視点に立って施策の展開を図ります。

### ■「基本理念」と「計画推進の視点」の関係



## 2. 基本目標

---

この計画では、先に実施したアンケート調査により見えてきた本町での課題や、障がい者の現状等を踏まえ、次の4つを基本目標に掲げます。

### 基本目標1 障がい者の立場に立った支援体制づくり

ノーマライゼーションやバリアフリーの理念は着実に社会に浸透していますが、障がい者に対する偏見や差別は、まだなくなるとはいえない状況です。また、障がい者の中には、視覚障がい者や聴覚障がい者等、情報の収集・利用の面で大きな制約を受けている人も少なくありません。

障がい者やその家族に対する住民の認識や理解を深める「心のバリアフリー」を促進するとともに、情報面のバリアフリー化を推進することが重要です。

障がい者とその家族が主体的にサービスを選択するためには、サービスに関する情報提供体制や相談・ケアマネジメント体制を充実させるとともに、苦情への適切な対応等、利用者の権利と利益を保護していくことが重要です。

本町では、障がい者とその家族が、安心して各種サービスを自ら選択し利用できるよう「障がい者の立場に立った支援体制づくり」を基本目標のひとつとします。

### 基本目標2 自立と生活基盤づくり

地域の中で、障がい者が自立して生活できるような基盤づくりが求められており、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの質・量の充実を図るとともに、住環境の整備・充実や経済的支援を行うことが必要です。

また、障がい者の「生活の質（QOL）」の向上を図るためには、福祉をはじめ保健、医療、教育など、関連機関や近隣自治体との連携を強化していくことが重要です。

本町は、障がい者が安心していきいきと生活できるよう「自立と生活基盤づくり」を基本目標のひとつとします。

### 基本目標3 社会参加の支援体制づくり

障がいのあるなしにかかわらず、ともに協力して支え合い、地域社会の様々な分野に積極的に参加できる環境づくりが求められています。

相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に積極的に参加するには、小さい頃から障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、幼児・児童・生徒がともに生活することが重要です。また、障がい者がいきいきと輝いて生活を送るためには、雇用・就労の促進を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進していくことも重要です。さらに、障がい者とその家族の意見や要望が、障がい者施策に的確に反映される仕組みづくりも重要です。

本町では、障がい者も社会の様々な分野で活躍できるよう、「社会参加の支援体制づくり」を基本目標のひとつとします。

## 基本目標4 安心して生活できる地域づくり

障がい者も自由に移動し、安心、かつ快適に生活できるまちづくりが求められています。従来のまちづくりは、障がい者に対する配慮が十分とはいえず、道路や建物などは、必ずしも安全で利用しやすいものではありませんでした。

今後のまちづくりは、すべての住民が安心して移動し、快適に生活できる「バリアフリーのまちづくり」を推進することが重要であり、そのためには、すべての人が参加・利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れることが必要です。

本町は、すべての住民が安心、かつ快適に生活できるよう「安心して生活できる地域づくり」を基本目標のひとつに掲げます。

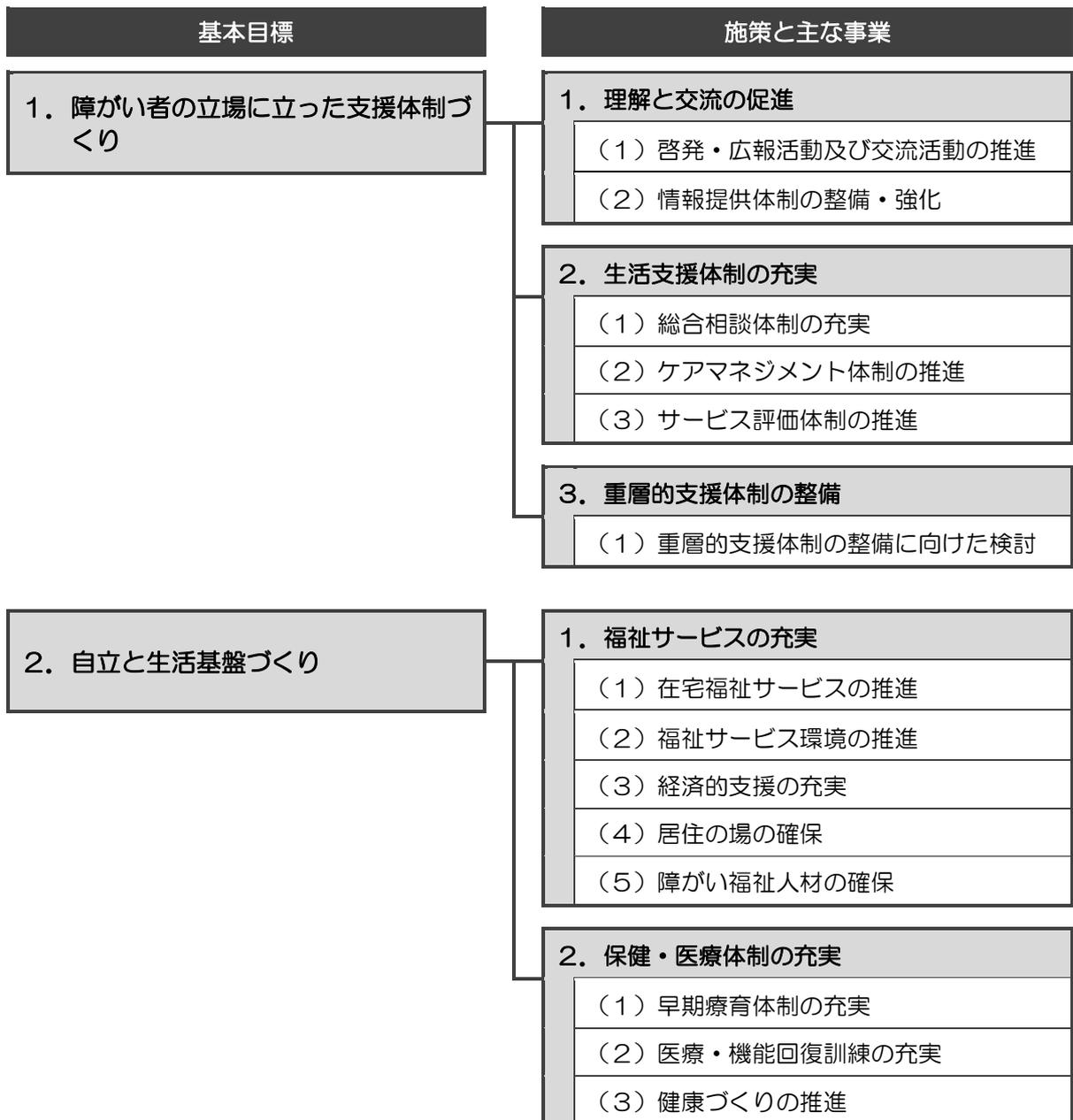


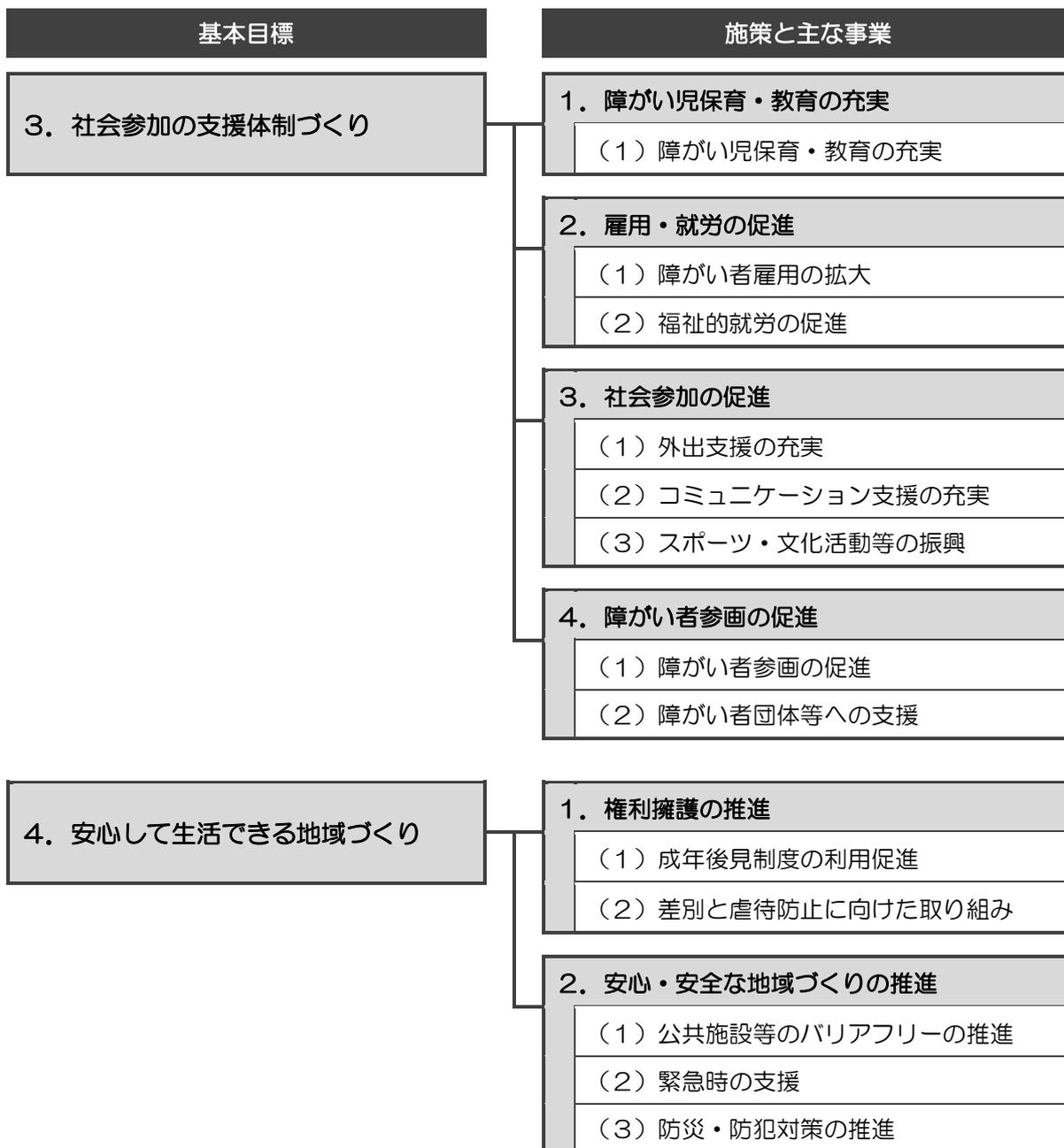
### 3. 施策体系

【基本理念】

**障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き、  
安心して暮らせるまちづくり**

～ 障がい者の自立を地域で支える共生社会の形成 ～





## 4. 計画策定に係る国の基本指針

---

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定するにあたって、国が示した「基本指針」の概要は次のとおりです。

### (1) 基本理念

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 障がい福祉人材の確保
- 障がい者の社会参加を支える取組

### (2) 成果指標と活動指標

#### 1) 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加 ・ 施設入所者への適切な助言

#### 2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数他

#### 3) 地域生活拠点等における機能の充実

- 地域生活支援拠点等における機能の充実

#### 4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・ 職場定着率の増加他

#### 5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実他

#### 6) 相談支援体制の充実強化等

- 相談支援体制の充実 ・ 強化に向けた体制を確保

#### 7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

## 5. 令和5（2023）年度末における成果目標

### （1）福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目		数 値	国の基本指針等
実績	令和元年度末の施設入所者数	10人	目標設定の基準値
目標	令和5年度末時点の地域生活移行者数	1人	令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	令和5年度末時点の施設入所者の削減数	1人	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

### （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 1) 保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	1回	1回	1回

### （3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1回	1回	1回

## (4) 福祉施設から一般就労への移行目標

## 1) 一般就労者数

項 目		数 値	国の基本指針等
実績	令和元年度の一般就労移行者数	1人	目標設定の基準値
目標	令和5年度の一般就労移行者数	4人	令和元年度の一般就労者数の1.27倍以上とすることを基本とする。

## 2) 就労移行支援事業所等の一般就労への移行

項 目		数 値	国の基本指針等
実績	令和元年度の一般就労移行者数	1人	目標設定の基準値
目標	令和5年度の一般就労移行者数	2人	令和元年度の一般就労者数の1.30倍以上とすることを基本とする。

## 3) 就労継続支援A型事業所を通じた一般就労への移行者数

項 目		数 値	国の基本指針等
実績	令和元年度の一般就労移行者数	0人	目標設定の基準値
目標	令和5年度の一般就労移行者数	1人	令和元年度の一般就労者数の1.26倍以上とすることを基本とする。

## 4) 就労継続支援B型事業所を通じた一般就労への移行者数

項 目		数 値	国の基本指針等
実績	令和元年度の一般就労移行者数	0人	目標設定の基準値
目標	令和5年度の一般就労移行者数	1人	令和元年度の一般就労者数の1.23倍以上とすることを基本とする。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### 1) 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項 目		数 値	国の基本指針等
目 標	令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置	1箇所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。）。
	令和5年度末時点の保育所等訪問支援を実施できる体制の構築	有	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

#### 【取り組み状況等】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和5年度末までに、町単独、もしくは、根室圏域での設置に向けた検討を進めます。

障がい児の地域社会への参加等を促進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた検討を進めます。

### 2) 主に重症心身障害児を支援する体制の整備

項 目		数 値	国の基本指針
目 標	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上確保に努める。
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保に努める。

#### 【取り組み状況等】

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所ともに、町内において提供可能な事業所がなく、地域的な事情により、今後においても事業所の確保は難しい状況ですが、根室圏域での設置に向けて検討を進めます。

### 3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項 目		数 値	国の基本指針
目 標	医療的ケア児支援の協議の場の設置	有	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	

#### 【取り組み状況等】

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置について、検討を進めます。

## (6) 相談体制の充実・強化等

### 1) 総合的・専門的な相談支援

項 目		国の基本指針
目 標	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	総合的・専門的な相談支援の実施。障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施。

### 2) 地域の相談支援体制の強化

項 目		国の基本指針
目 標	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	地域の相談支援体制の強化。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言と人材育成のために行う支援の実施、地域の相談支援機関との連携強化の取組みの実施。
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	

#### 【取り組み状況等】

根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を「基幹相談支援センター」に位置付け、より専門的で高度な人材を揃えた相談支援体制を構築し、相談支援の強化を図ります。

また、根室圏域（根室管内1市4町）の行政職員で構成される「根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会」において、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みについて検討を進めます。



## (7) 障害福祉サービスの質の向上のための取り組み

### 1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目 標	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人

### 2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目 標	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	2回	2回	2回

#### 【取り組み状況等】

北海道等が実施する研修に対し、職員の参加を促進し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、町内の事業所や関係自治体等と共有できるような体制を検討していきます。

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 障がい者の立場に立った支援体制づくり

#### 1. 理解と交流の促進

##### (1) 啓発・広報活動及び交流活動の推進

障がいは特別な人の問題ではなく、誰にでも起こりえる問題です。しかしながら、障がいに対する理解の不足、誤解や偏見などもあり、これらを起因とする差別や虐待なども存在します。

障がいに対する正しい理解の普及、さらに、障がいのある人も障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を住民に周知・徹底する取り組みを推進します。また、羅臼町職員が障がいに関する研修会等に積極的に参加するなど、障がいに対する理解の深化を図ります。さらに、町内のイベント等を活用した福祉情報の発信に努めます。

一方、障がいのある人も、地域の一員として豊かな人間関係を保ちながら暮らすには、日常的な出会いの場で地域住民と交流を深めることが重要です。

本町では、羅臼町社会福祉協議会が「福祉のつどい」を開催し、障がいのあるなしにかかわらず多くの世代が集い、交流を深める機会を創出しており、本町も開催にあたっての支援を行っています。

これからも、障がいに対する正しい理解の普及・促進を図るため、地域住民と障がい者が交流する機会の拡大に努めます。

##### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 地域の人たちとの交流の二ーズ把握
- ◆ 「福祉のつどい」開催への支援

##### (2) 情報提供体制の整備・強化

日常生活や社会参加において、情報は欠かすことができないものであり、障がい者に対しては、障がいの種別や特性に配慮した情報提供を行うことが必要です。

町広報等の情報提供では、障がいの種別や特性に配慮した情報提供に努めます。

##### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 町広報等の大文字化
- ◆ 防災無線の活用

## 2. 生活支援体制の充実

### (1) 総合相談体制の充実

障がい者に関する法律の施行や改正により、相談支援の窓口は、これまで以上に障がい者にとってより身近なものでなければなりません。また、障害福祉サービスだけではなく、医療的なケアやコミュニケーション支援など、障がい者やその家族のニーズは多様化しており、専門的な相談支援の提供が必要となります。

本町では、地域生活支援事業の市町村相談事業において、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携するとともに、保健福祉課に社会福祉士を配置するなど、相談支援体制の強化に努めています。また、誰もが相談しやすい雰囲気づくりや、サービスの迅速・的確な提供を確保するため職員の適正配置を行い、効率的・効果的な事務体制の整備・強化を推進します。さらに、サービスに対する苦情や相談に適切に対応し、利用者の利益保護、権利擁護に努めます。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 総合的な相談窓口の設置・充実
- ◆ 関係機関との連携強化
- ◆ 事務体制の整備・強化
- ◆ 苦情対応体制の充実

### (2) ケアマネジメント体制の推進

障害者自立支援法をはじめとする旧法や旧支援制度は、社会の中で十分認識されていなかったため、障がい者は制度の谷間におかれ、必要な支援が届きにくいなど、自ら望んだ生活を実現できなかった方もおられます。

一方、社会福祉が進展する中で、障がい者の社会参加に必要な支援や障がい種別に応じたニーズの多用化に伴い、ライフスタイルやライフステージにあわせたサービスの提供が不十分な面も見られることから、ケアマネジメント体制の整備も必要となっています。

このことから、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」にケアマネジメント業務を委託し、計画相談や地域移行支援、地域定着支援の実施体制の充実を図ります。また、ケアマネジメントを希望する方の意向を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図る「障がい者ケアマネジメント」を推進します。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 「障がい者ケアマネジメント」の推進

### (3) サービス評価体制の推進

本町では、サービスに対する評価を、サービス事業所からの定期的な報告書により行っていますが、今後も、利用者のニーズにあった上質なサービスを確保するには、そのサービスを専門的、かつ客観的に評価する体制を整備する必要があります。

このことから、サービス事業所に対する評価体制を整備するとともに、障がい者からのサービスに関する相談体制を確保するため、根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会との連携強化を図ります。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆「根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会」との連携強化

## 3. 重層的支援体制の整備

### (1) 重層的支援体制の整備に向けた検討

個人やその世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対しては、従来の支援体制を超えた相談窓口の設置等、包括的な支援体制の構築が必要となります。

本町においても、様々な問題が混在する案件が増加傾向にあり、従来の窓口対応では困難な状況も見受けられることから、これら複合する案件に対応する重層的支援体制の整備に向けた検討を進めます。

## 基本目標2 自立と生活基盤づくり

---

### 1. 福祉サービスの充実

#### (1) 在宅福祉サービスの推進

障がい者が地域で安心して生活を続けるには、利用者のニーズを踏まえた在宅生活を支援するサービス提供体制を整備・確保する必要があります。

本町においては、地域的な事情によりすべての障害福祉サービスを十分に提供できる体制の整備は困難ですが、障がい者の安心した生活を確保するため、サービス事業所が提供する在宅福祉サービスの質の向上と確保を図ります。また、羅臼町保健師の訪問指導、リハビリ相談会の実施等、各種保健サービスの提供を引き続き継続するとともに、身体障がい者だけではなく、知的・精神障がい者にも保健サービスを提供できるよう、専門職・一般職のスキルアップに努めます。

障害福祉サービスについては、引き続き障害者総合支援法に基づく介護給付等の訪問系サービスの基盤整備を図ります。

**【具体的事業、取り組み】**

- ◆ ホームヘルプサービス事業
- ◆ 除雪サービス
- ◆ ショートステイ事業の検討
- ◆ 社会福祉協議会が行う事業への支援
- ◆ 電話サービス（服薬確認含む）
- ◆ 配食サービス
- ◆ 緊急通報システムの整備・充実

**（2）福祉サービス環境の推進**

障がい者が、引き続き住み慣れた地域で生活を続けるには、施設や病院等から地域生活へ移行できるよう、個々の障がいに応じた環境整備が必要です。

環境整備にあたっては、障がい種別を考慮した検討が必要なことから、現状では、町内の公共施設を利活用しつつ、障がい者利用も含めた多目的な活用ができる施設環境整備を検討します。

**【具体的事業、取り組み】**

- ◆ 公共施設の利活用

**（3）経済的支援の充実**

障がい者の日常生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するには、経済的な基盤づくりが重要です。

障害者手帳等の交付時には、各種年金や手当制度のわかりやすい説明に努めるとともに、障がいを起因とする経済的負担を軽減するため、各種制度の活用を促進します。

**【具体的事業、取り組み】**

- ◆ 特別児童扶養手当支給事業
- ◆ 特定疾患等患者通院交通費助成事業
- ◆ 特別障がい者手当等支給事業
- ◆ 重度心身障がい者医療費助成事業



#### (4) 居住の場の確保

障がい者が、在宅での生活を継続するには、個々の障がい種別に応じた住環境を確保する必要があります。一方で、在宅での生活の継続が困難な方にとっては、地域での自立した生活を支援するための居住の場の提供が不可欠であり、特に、知的障がい者や精神障がい者にとっては、暮らしの拠点を確保することが、施設入所から地域への移行を支援・促進する上で重要となります。

今後も、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、居住の場に係る情報提供に努めます。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における居住の場としてのグループホーム等を確保するための可能性を検討します。

##### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 居住の場の情報提供
- ◆ グループホーム等を確保するための可能性の検討

#### (5) 障がい福祉人材の確保

高齢者人口の増加に伴い、障害福祉サービスに携わる人材不足が深刻となっており、今後も、障害福祉サービス等を安定的に提供するためには、サービス事業所が障がい福祉従事者を安定的に確保する必要があります。

本町では、サービス事業所と連携して障がい福祉従事者のキャリアアップにつなげるため、各種研修会への参加を支援するほか、町内における潜在的人材の復職の機会を確保するため、各種 PR 活動を推進します。

##### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ [障がい福祉従事者に対する各種研修会への参加支援](#)

## 2. 保健・医療体制の充実

### (1) 早期療育体制の充実

障がいのある子どもは、できるだけ早期に必要な治療と指導訓練を受け、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

疑いを含め、障がいのある子どもが自立し、自分の能力を活用しながら生活を送ることができるよう、医療・福祉・教育・子ども子育て支援施策を通して障がいの早期発見につなげ、早期療育体制の推進を図ります。また、専門支援機関と連携を図り、療育を必要とする子どもとその家族に対する支援を行います。

##### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など
- ◆ 児童発達支援事業の検討

## (2) 医療・機能回復訓練の充実

町内にあるリハビリ施設は、介護保険制度におけるデイケアしかなく、障がいのリハビリでは利用できません。

このことから、障がい者が機能訓練等に関する相談を身近で受けられるよう、リハビリに関する相談会を定期的を開催し、相談の機会を確保しています。

相談会では、福祉・保健・介護が連携して対象者を把握し、さらに、保健師と看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士が連携して同一ケースに携わるなど、医療保健相談体制が構築されています。

相談会の開催にあたっては、町広報等での周知や、身体障害者手帳交付時に対象者への個別周知を行うほか、必要な方がさらに相談を受けやすくなるよう、とっどる（羅臼町社会福祉協議会内）にも相談会の周知活動を行っています。

### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 在宅保健・医療相談体制の周知
- ◆ 機能訓練体制の構築
- ◆ 心身障がい者（成人）巡回相談

## (3) 健康づくりの推進

障がいのある人もない人も、健康的な生活を送るためには、障がいの発生予防や障がいの早期発見・早期対応が重要であり、各種健康診査や健康相談を通じて、一人ひとりの健康への関心を高め、健康づくりを進める必要があります。しかしながら、予防可能な生活習慣病の発症・重症化予防の入口となる特定健診等受診率が20%台にとどまるなど、保健指導が多くの住民に行き届いていないという課題もあります。

健診活動や健康相談等の各種保健事業を通し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努め、40歳代からの生活習慣病予防への取り組みなど、住民の健康づくりを支援していきます。また、介護保険制度による介護予防事業との連携を強化し、より効果的な事業の推進を目指します。さらに、未受診者に対する効果的な取り組みを検討・実施するとともに、医療機関との連携により、データ受領の仕組みの見直しを行います。

### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 健康づくり活動の総合的推進
- ◆ 生活習慣病予防対策の充実
- ◆ 介護予防事業の推進



## 基本目標3 社会参加の支援体制づくり

### 1. 障がい児保育・教育の充実

#### (1) 障がい児保育・教育の充実

障がいのある子どもが、個々の能力や個性を最大限に伸ばすには、それぞれの障がいの状態や程度に合ったきめ細かな支援が必要です。また、子ども一人ひとりの特性に応じ、成長に適応した一貫性のある保育・教育となるよう、関係機関や子ども子育て支援施策との連携も必要です。障がいのあるなしにかかわらず、ともに健やかに育つよう、幼稚園での統合保育・教育に努めます。

障がいのある子どもの就学に際しては、幼稚園教育・保育及び就学相談にて関係機関との連携が図られ、情報の共有化がされています。また、幼稚園と学校間の交流事業や教職員研修は定期的実施されており、特別支援教育の連携体制は整備されています。

今後も、一人ひとりの障がいの特性に配慮した教育の充実を図り、障がいのある子どもの発達支援に努めます。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 幼稚園障がい児教育・保育の充実
- ◆ 就学相談の充実
- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 交流教育の推進

### 2. 雇用・就労の促進

#### (1) 障がい者雇用の拡大

障がい者が、地域での自立した生活や社会参加を促進するには、就労等により生きがいを持って生活できる環境づくりが重要です。しかしながら、障がい者の雇用に対しては、障がい種別や程度により職種が限定されることや、通勤手段の問題など課題も多く、一般就労には結びついていないのが現状です。

このことから、障がい者の一般就労につながるよう、町内の企業・団体等に障がい者雇用への理解と積極的な協力を要請します。また、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、自立訓練及び就労拡大のための啓発と採用の促進を図ります。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 就労拡大のための啓発と採用の促進

## (2) 福祉的就労の促進

福祉的就労とは、一般就労が困難な障がい者が就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働くもので、本町では、就労継続支援B型「とっどる」を中心として福祉的就労を行っています。

引き続き、一般就労が困難な障がい者に対して、就労継続支援B型等の利用を通じて就労の機会や生産活動の場を提供します。

### 【具体的事業、取り組み】

◆ 職業自立訓練のための支援

◆ 福祉的就労施設の充実

## 3. 社会参加の促進

### (1) 外出支援の充実

障がい者も、自ら望む場所へ移動し、地域社会の一員として町内会活動や地域づくり活動、文化・サークル活動などを行うことは、地域での生活の幅を広げ、生活の質を高めることにつながります。しかしながら、自動車運転免許証がない方や、公共交通機関の利用に支障のある方も多く、移動が制限されているのが実情です。

本町では、地域生活支援事業の移動支援事業を実施しており、引き続き事業を継続することにより障がい者の社会参加を支援します。

### 【具体的事業、取り組み】

◆ 移動支援事業

◆ 福祉有償運送の周知・利用促進

### (2) コミュニケーション支援の充実

聴覚障がい者は、情報の収集・利用などに大きな支障があり、地域で自立した生活を送るためには、コミュニケーション手段の確保が必要です。

本町では、地域生活支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業を行っており、引き続き事業を継続して**実施し**、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化に努めます。

### 【具体的事業、取り組み】

◆ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

### (3) スポーツ・文化活動等の振興

障がい者が、地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送るには、スポーツや文化活動に親しむ機会を創出し、交流・活動を通じた仲間づくりを行うことが重要です。

このことから、障がい者の多様なスポーツに親しむ環境を整備するとともに、スポーツ大会への参加を支援します。また、誰もが参加しやすい生涯学習活動のあり方を検討するなど、障がい者の講習会、文化祭等への参加を支援します。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ スポーツ大会参加への支援
- ◆ 生涯学習活動の推進と参加の奨励

## 4. 障がい者参画の促進

### (1) 障がい者参画の促進

すべての市民が、互いに尊重し合う地域づくりの一環として、多くの意見をまちづくりへ反映するためには、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、各種審議会や委員会等に参画しやすい体制を整備する必要があります。しかしながら、障がい者にはその障がい種別や程度、環境などにより、参加が難しい状況も想定されます。

障がい者も参加しやすい環境を整備するほか、合理的配慮に努め、障がい者の意見反映を促進します。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 計画の策定・評価への参画
- ◆ アンケート調査等の実施

### (2) 障がい者団体等への支援

障がい者の社会参加をさらに促進するには、障がい者が集う団体への加入促進のほか、住民が自発的、主体的な発想による個人やグループ等のボランティア活動が活性化することが重要です。

引き続き、障がい者団体及びボランティア団体の活動を支援します。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 民間団体が行う社会福祉活動への支援
- ◆ ボランティア団体への情報提供

## 基本目標4 安心して生活できる地域づくり

---

### 1. 権利擁護の推進

#### (1) 成年後見制度の利用促進

本町では、高齢化率が30%を超えており、認知症高齢者の増加や、知的・精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が今後の課題となることが予想されます。また、高齢者・障がい者が引き続き住み慣れた地域で生活するには、権利擁護事業や成年後見制度に対する取り組みを継続的・体系的に実施していく必要があります。しかしながら、本町では、権利擁護事業や成年後見制度の利用促進に至っていないのが実情です。

このことから、権利擁護、成年後見制度に関する相談及び手続き支援、広報・普及啓発、市民後見人の養成支援、これらを統括する中核機関の設置及び法人後見等の受任体制の構築などを検討し、障がい者も利用しやすい仕組みづくりを整備します。

##### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 権利擁護・成年後見制度の相談、手続き支援
- ◆ 権利擁護・成年後見制度の広報・啓発
- ◆ 市民後見人の養成支援
- ◆ 中核機関の設置及び法人後見等の受任体制の検討

#### (2) 差別と虐待防止に向けた取り組み

障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることになりました。また、障害者虐待防止法には、地方自治体は、虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等の責務が規定されています。

本町では、障がいを理由とする差別の防止と虐待防止に向けた取り組みを実施するとともに、関係機関との連携を推進します。

##### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 差別と虐待防止に係る事業者への指導・啓発

## 2. 安心・安全な地域づくりの推進

### (1) 公共施設等のバリアフリーの推進

障がい者が、地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加するには、建築物、道路、交通等における様々な障壁（バリア）を解消し、**安心・安全な生活**に支障のない環境を整備することも大切です。

本町では、多目的トイレの設置をはじめとした公共施設のバリアフリーを進めており、今後も、ユニバーサルデザインの導入とバリアフリー化を念頭においた施設整備を推進します。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 人にやさしいまちづくりの推進
- ◆ 公共施設等のユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化

### (2) 緊急時の支援

本町では、一人暮らしの障がい者が、自宅での急病や事故等の緊急事態において、家庭用緊急通報機器を設置し迅速な救援活動ができる体制を整備しており、引き続き、必要とされる方々への普及に努めます。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 高齢者等緊急通報システム運営事業

### (3) 防災・防犯対策の推進

本町では、防災計画に基づき各種事業を推進しています。また、災害弱者に対する支援については、避難行動要支援者名簿を作成し要支援者の実態把握に努めていますが、要支援者一人ひとりの避難支援方法や避難経路等をまとめた個別支援計画の作成には至っていないのが現状です。

全国的に土砂災害や洪水が頻発している状況であり、引き続き、防災訓練や避難行動要支援者名簿の更新、関係機関との連携強化の取り組みなどを継続します。

また、地域住民の見守り、声かけ、各種団体や関係機関による防犯活動を通じ、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを推進します。

#### 【具体的事業、取り組み】

- ◆ 避難行動要支援者名簿の更新
- ◆ 町内会等の「助け合いチーム」などの取り組み支援

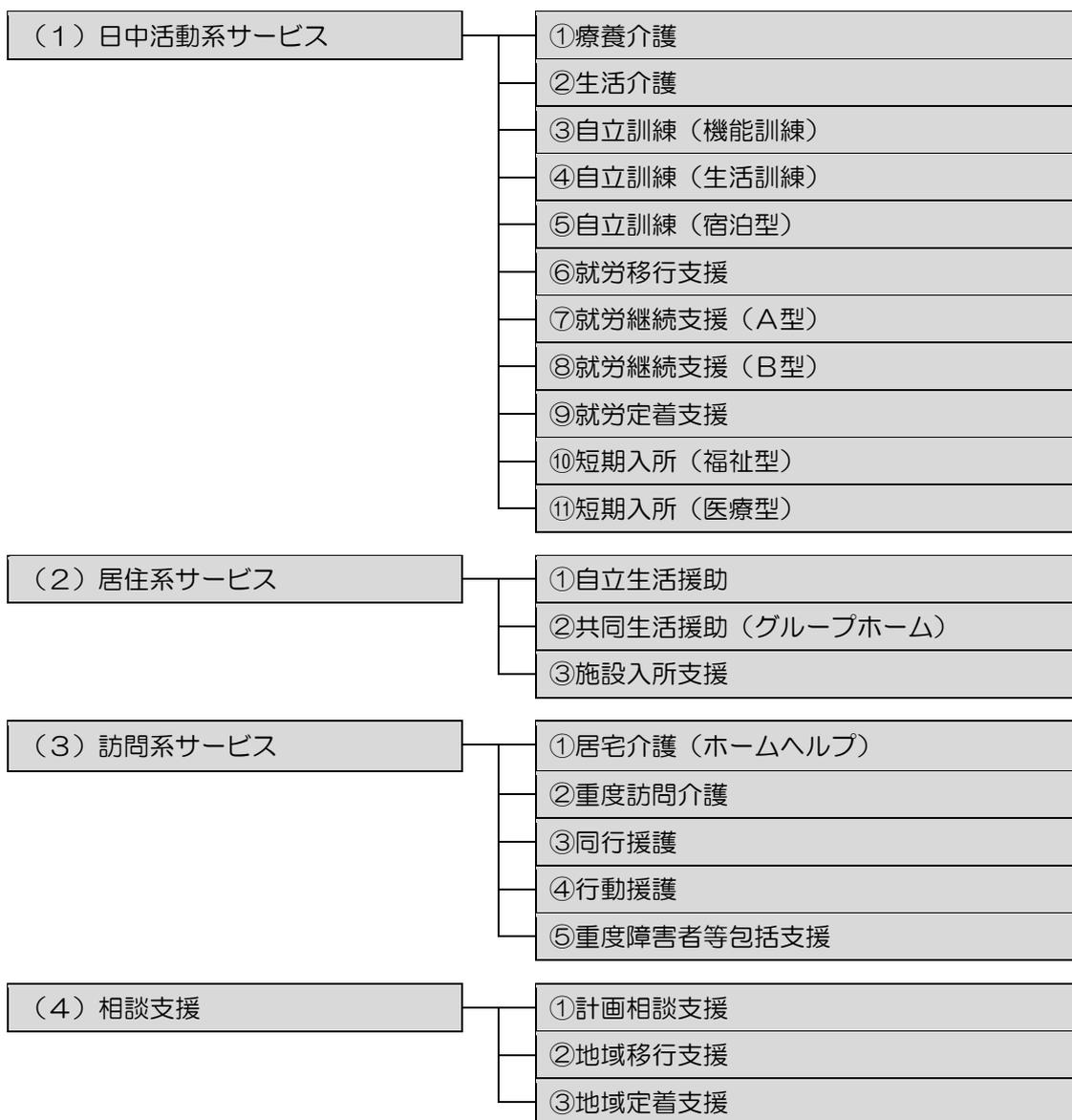
# 第6章 サービスの見込量と確保方策

## 1. サービスの体系

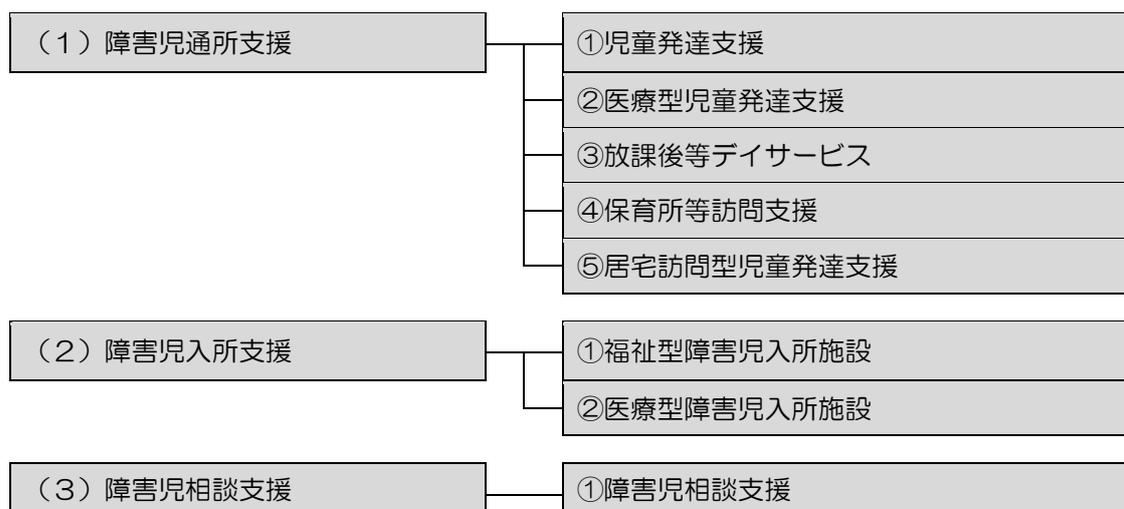
本町では、成果目標の実現に向けて、令和3年度から令和5年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めていきます。

見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

### ■指定障害福祉サービスの体系



■児童福祉法に基づくサービスの体系



## 2. 指定障害福祉サービスの内容と見込量

### (1) 日中活動系サービス

#### 1) サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関における機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活上の支援を行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある方を対象として、病院を退院もしくは盲・ろう養護学校を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の向上のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある方を対象として、病院や施設を退院、退所した人、養護学校を卒業した人に対し、地域生活を営む上で必要な社会的リハビリテーションを行います。
自立訓練（宿泊型）	居室その他の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある方に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労継続支援 （B型＝非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	居家で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がい者等に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

## 2) サービスの見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
療養介護	利用者数	人	4	4	4
	利用量	人日/月	264	264	264
生活介護	利用者数	人	12	12	12
	利用量	人日/月	264	264	264
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
自立訓練（宿泊型）	利用者数	人	2	2	2
	利用量	人日/月	60	60	60
就労移行支援	利用者数	人	2	2	2
	利用量	人日/月	44	44	44
就労継続支援（A型）	利用者数	人	4	4	4
	利用量	人日/月	76	76	76
就労継続支援（B型）	利用者数	人	13	13	13
	利用量	人日/月	263	263	263
就労定着支援	利用者数	人	0	0	0
短期入所（福祉型）	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
短期入所（医療型）	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
合 計	利用者数	人	37	37	37
	利用量	人日/月	707	707	707

## 3) 実施に関する考え方、見込量確保の方策

- 療養介護・生活介護は、本町にはサービス提供事業所がないため、広域的な調整によりサービスの確保に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）は、現在、利用者もいないことから、第6期計画期間中のサービスは見込んでいませんが、ニーズがあった場合は、必要に応じた支援を行います。また、自立訓練（宿泊型）は、本町にはサービス提供事業所がないため、広域的な調整によりサービスの確保に努めます。

- 就労移行支援・就労継続支援（A型）は、本町にはサービス提供事業所がないため、広域的な調整によりサービスの確保に努めます。また、就労継続支援（B型）は、町内の「就労継続支援とっどる」と連携しながら、本町在住者の就労に向けた支援を実施するとともに、近隣市町のサービス事業所と調整し、サービスの確保に努めます。
- 就労定着支援は、第5期計画期間中の実績もなく、現在、利用者もいないことから、第6期計画期間中のサービスは見込んでいませんが、ニーズがあった場合は、必要に応じた支援を行います。
- 短期入所は、現在、利用者もいないことから、第6期計画期間中のサービスは見込んでいませんが、家族のレスパイトや本人の気分転換など利用者が必要とするときに利用できるよう、また、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、ニーズがあった場合は、必要に応じた支援を行います。

## (2) 居住系サービス

### 1) サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人には、サービス提供も行います。
施設入所支援	常時介護を要する障がい者に対し、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### 2) サービスの見込量

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0
共同生活援助			16	16	16
施設入所支援			10	10	10
合 計			26	26	26

### 3) 整備見込量

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	定員数	人	0	0	0

#### 4) 実施に関する考え方、見込量確保の方策

- 自立生活援助は、平成 30 年度に新設されたサービスのため、第5期計画期間中の実績はありませんが、今後は、利用者ニーズや希望に沿った対応ができるよう、事業所との連携に努めます。
- 共同生活援助・施設入所支援は、本町には入所施設がないため、各圏域の基幹相談支援センター、入所施設事業所との連携強化に努め、広域的な調整によりサービスの確保に努めます。

### (3) 訪問系サービス

#### 1) サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルパーサービスの支給が必要とされた人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする人にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### 2) サービスの見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間数	時間/月	264	264	264
	利用者数	人	3	3	3

#### 3) 実施に関する考え方、見込量確保の方策

- 必要なサービスを提供できるよう、町内事業所を中心としたサービスの提供と確保に努めます。

## (4) 相談支援

### 1) サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	非常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

### 2) サービスの見込量

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人	6	6	6
地域移行支援			0	0	0
地域定着支援			0	0	0

### 3) 実施に関する考え方、見込量確保の方策

- 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」や他の相談支援事業所と連携し、利用者に適切なサービス等利用計画が提供できるように努めます。
- 障がい者が望む地域での生活を支援するため、相談支援事業者と連携を図りながら、地域移行・地域生活の定着に関する相談やその他の便宜供与を行う体制整備に努めます。



### 3. 地域生活支援事業（市町村事業）

#### （1）必須事業

##### 1) サービスの概要

事業名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である方を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方（聴覚障がいのある方）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流等を行います。

## 2) サービスの見込量

サービス種別	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
(6) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	1	1	1
②手話通訳者設置事業	実利用者数	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
②自立生活支援用具	件数	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件数	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件数	66	66	66
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0
(9) 移動支援事業	実利用者数	4	4	4
	利用時間数	12	12	12
(10) 地域活動支援センター事業				
①自市町村所在分	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	3	3	3
②他市町村所在分	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

### 3) 実施に関する考え方、確保方策等

#### ① 理解促進研修・啓発事業

- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるため、各種研修や啓発事業の実施に努めます。

#### ② 自発的活動支援事業

- 本町では実施していませんが、障がい者の社会参加を促進するため、その家族または障がい者団体等が自主的に取り組む活動に対して支援を行います。

#### ③ 相談支援事業

- 引き続き、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を根室管内1市4町で設置し、身近な相談支援が行えるよう専門相談員を配置するなど、管内住民からの専門的な相談体制を構築し、障がい者支援の確保と必要な援助を行います。
- 住宅入居等支援事業は実施していませんが、障害者相談支援事業の中で、関係機関と連携した対応を図ります。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

- 現在利用者はいませんが、該当者または利用が必要と思われる障がい者には、迅速に対応できる体制づくりを進めます。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

- 本町では実施していませんが、成年後見が必要な障がい者に対応できるよう、体制整備の充実に努めます。

#### ⑥ 意思疎通支援事業

- 北海道ろうあ連盟に委託し、必要に応じた対応を図ります。また、関係機関と連携しながら、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努めるとともに、コミュニケーション支援事業の周知を進めサービスの利用を促します。

#### ⑦ 日常生活用具給付等事業

- 日常生活用具に関する情報提供を充実するとともに、障がいの特性に合った適切な給付、または貸与を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

- 本町では実施していませんが、ニーズを確認しながら、事業の実施に向けて検討を進めます。

⑨ 移動支援事業

- 本町にサービス提供事業所はなく、第5期計画期間中の実績もありませんが、ニーズを確認しながら、事業の実施に向けて検討を進めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

- 本町では、羅臼町社会福祉協議会に事業を委託して実施しています。
- 機能強化事業の実施についても、検討を進めます。



## 4. 児童福祉法に基づくサービスの内容と見込量

### (1) 障害児通所支援

#### 1) サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がいのある子どもの自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

#### 2) サービスの見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人	0	0
	利用量	人日/月	0	0
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0
	利用量	人日/月	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	人	0	0
	利用量	人日/月	0	0
保育所等訪問支援	利用者数	人	0	0
	利用量	人日/月	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0
	利用量	人日/月	0	0

#### 3) 実施に関する考え方、見込量確保の方策

- いずれのサービスも、第1期計画期間中の実績もなく、現在、利用者もいないことから、第6期計画期間中のサービスは見込んでいませんが、引き続き、町内におけるニーズの把握に努め、サービスを提供できる体制の整備を検討します。

## (2) 障害児入所支援

### 1) サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行います。
医療型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行います。

### 2) サービスの見込量

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所施設	利用者数	人	0	0	0
医療型障害児入所施設	利用者数	人	0	0	0

### 3) 実施に関する考え方、見込量確保の方策

- 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設ともに、平成30年度に新設されたサービスのため、第1期計画期間中の実績もなく、町内には対応可能な事業所もありませんが、今後も、利用者ニーズや希望に沿った対応ができるように事業所との連携に努めます。

## (3) 障害児相談支援

### 1) サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
障害児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

### 2) サービスの見込量

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数	人	0	0	0

### 3) 実施に関する考え方、見込量確保の方策

- 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」や他の相談支援事業所と連携を図り、利用者に適切なサービス等利用計画が提供できるように努めます。

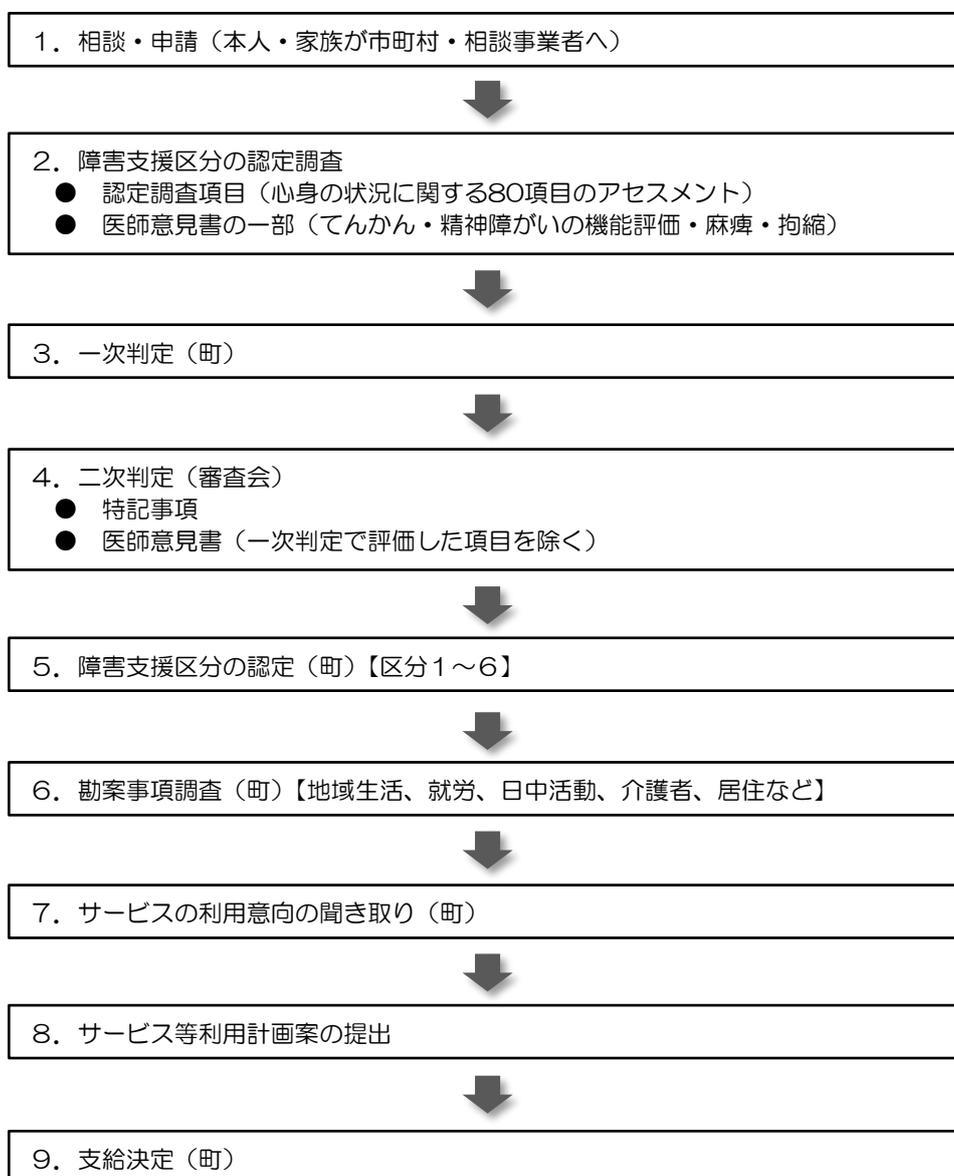
## 第7章 計画の推進に向けて

### 1. 適切な障害支援区分認定の実施

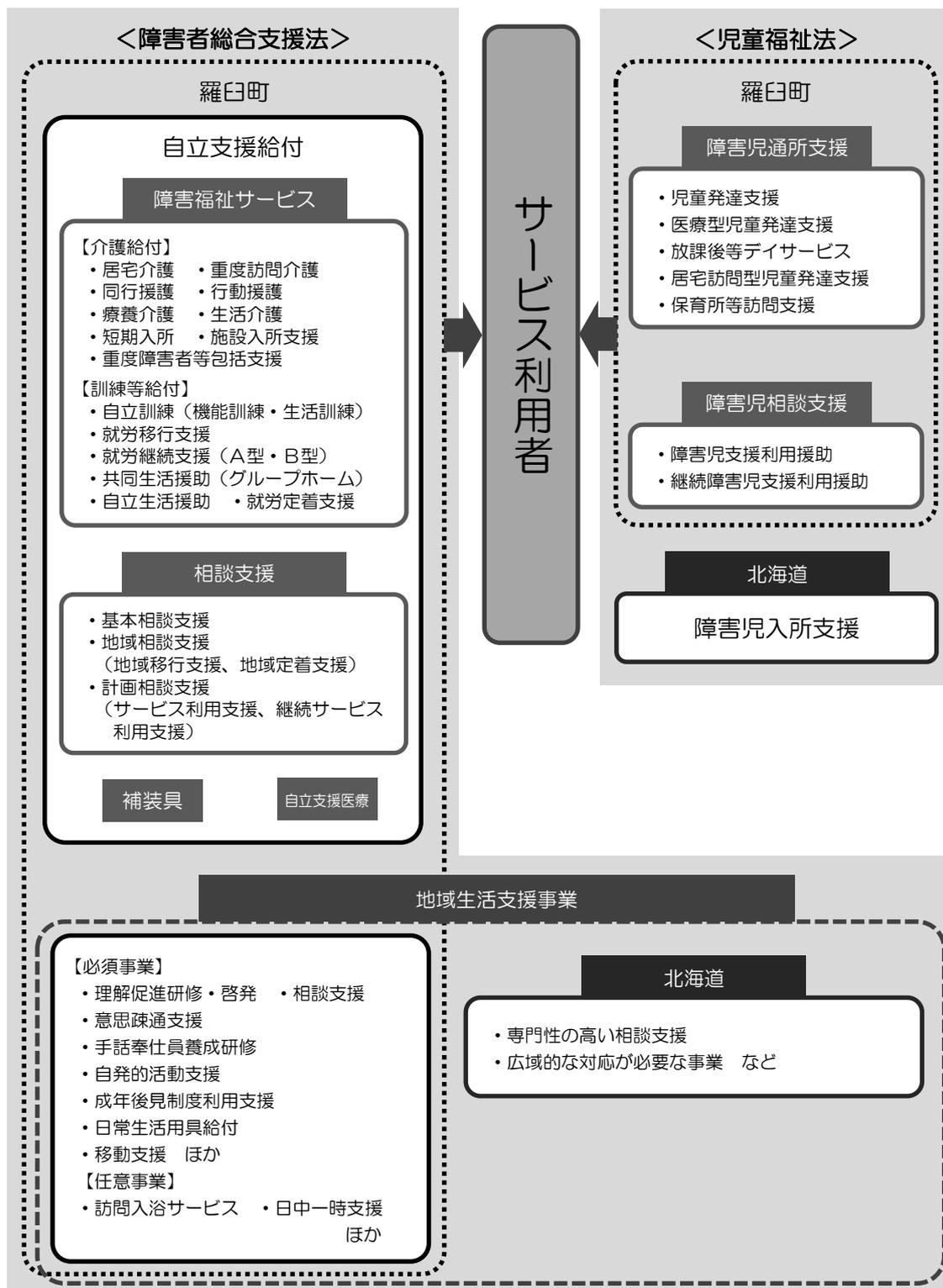
障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の人については、その前に、町から「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階）を受ける仕組みになっています。

こうした制度・仕組みについて、障がい者や家族等への周知に努めるとともに、調査員や審査会委員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がい者のニーズに応じた支給決定に努めます。

#### ■申請から支給決定までの流れ（介護給付の場合）

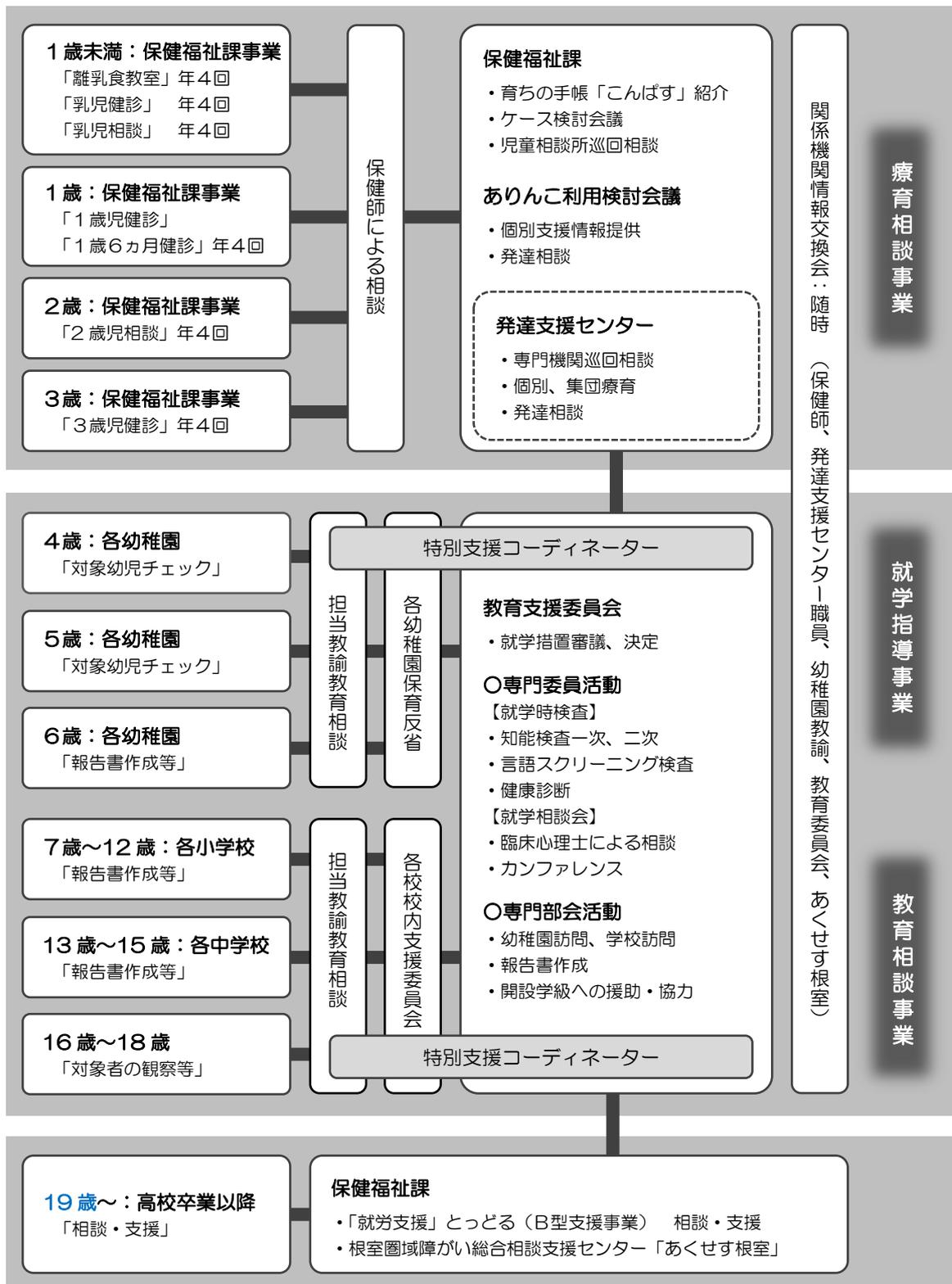


■利用者から見たサービス体系のイメージ



※本町で行われていないサービスも記載しています。

■羅臼町の障がい支援体制



## 2. 計画の推進体制

---

### (1) 庁内連携の強化

この計画の推進も含めて、障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

### (2) 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障がい者やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、近隣を含めた相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

### (3) 政策・方針検討の場への障がい者の参画促進

障がい者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障がい者の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、各種審議会や委員会などへの障がい者の積極的な参画を図り、障がい者やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

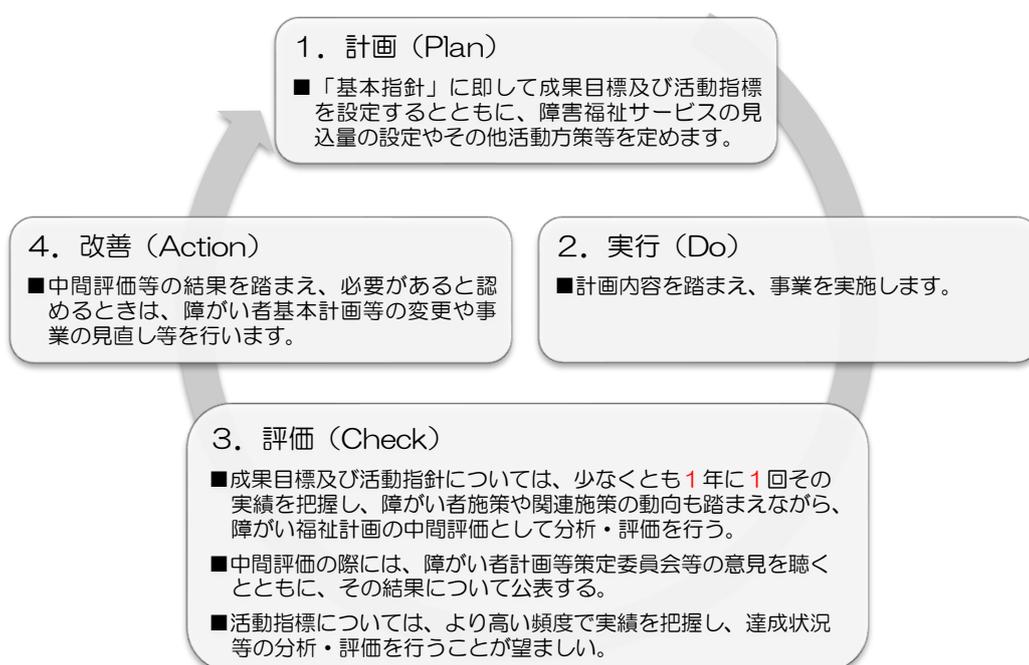
### 3. 計画の進行管理

この計画の推進にあたり、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画で定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価（中間評価）を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行うことにより、支援体制整備の推進に努めます。

中間評価の際には、障がい者計画等策定委員会等の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます。

#### ■PDCAサイクルのプロセス



# 資 料 編

## 1. 羅臼町障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 9 月 1 日

要綱第 10 号

(設置)

第 1 条 障がい者の総合的な福祉施策を計画的に推進し、障がい者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく「障がい者基本計画」並びに障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する「障がい福祉計画」（以下「障がい者等計画」という。）を策定するため、羅臼町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、10 名以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 保健医療関係者
- (4) 社会福祉団体関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から「障がい者等計画」策定に係る意見の聴取が終了した日までとする。

(役員)

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(委員会)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 会議の議長は委員長が当たる。

(報酬及び費用の弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償額は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年条例第 2 号）の定めるところによる。

(委任)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

## 2. 羅臼町障がい者計画等策定委員会名簿

No.	氏名	区分	団体・機関名等	摘要
1	大山 宏	障がい者関係団体	手をつなぐ親の会	副委員長
2	加藤 強	障がい者関係団体	身体障がい者福祉協会	
3	対馬 由美子	障がい者関係団体	就労継続支援とっどる	
4	山本 勤	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員協議会	委員長
5	萬屋 志都子	民生委員・児童委員	羅臼町民生委員児童委員協議会	
6	小倉 美由希	保健医療関係者	知床らうす診療所	
7	野 祥子	社会福祉団体	羅臼町社会福祉協議会	
8	田中 寿子	その他	羅臼町育ちの手帳「こんぱす」 運用委員会	

## 3. 計画策定経過

年	月日	会議名等
令和2年	9月23日	令和2年度 第1回計画策定委員会
令和3年	2月8日	令和2年度 第2回計画策定委員会
	2月24日 ～3月5日	町民意見（パブリックコメント）

## 4. 用語解説

---

### ア 行

#### ■アセスメント (assessment)

課題分析。利用者の可能性を含めた身体・心理的な状態、利用しているサービス、生活環境などの評価を通じて生活状況を整理し、社会生活を送る上で必要な固有の生活課題を明らかにする。

#### ■育成医療

身体障がい児の早期発見、早期治療を行い障がいの改善や防止を目的とする医療。

#### ■一般就労

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労することをいう。

#### ■NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織。広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。平成10年（1998年）12月に特定非営利活動促進法（通称NPO法）が施行。所管庁が法人格の認証を与える。保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興等12分野での住民の自発的で非営利な活動団体。

### カ 行

#### ■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

#### ■共生社会

多様な人々が、文化や慣習、生活習慣、価値観等の違いを認め合い、ともに尊重し合って生活できる社会のこと。人間同士だけでなく人間と自然・生物とが共存共栄した社会も共生社会という。

#### ■ケアマネジメント

障がい者の地域生活を支援するため、一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスを提供するための調整。保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源（社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体等）を結びつけるための調整を行う。

#### ■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

#### ■コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人。また、そういう職業。

## ■合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がい者が他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、または過度の負担を課さないものをいう。

# サ 行

## ■社会資源

社会ニーズを充足するために活用される、地域の施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能などをあわせた総称。

## ■社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。

## ■社会福祉士（Social Worker：SW）

社会福祉士及び介護福祉士法に規定された国家資格。医療・福祉・教育・行政機関等にて日常生活を営むのに問題がある人からの相談に対して助言や指導、援助を行う専門職である。

## ■手話通訳者

話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。

## ■障害支援区分

障害福祉サービスの利用にあたり、障がい者の支援の程度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。

## ■障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

## ■障害者雇用促進法

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務付けるなど、障がい者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

## ■障害者差別解消法

障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいをも理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいをも理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

## ■障害者自立支援法

「障害者基本法」の基本的理念に基づき、これまで障がいの種類別に異なっていた福祉サービスや公費負担医療等を統一することで、共通したサービスを提供し、障がい者が地域で自立した生活を送ることを目指す制度。「障害者福祉サービスの一元化」「障がい者がもっと働ける社会の構築」「地域の限られた社会資源を活用できるよう規制の緩和」「サービスの支給手続きと基準の透明化、明確化」「サービス費用の利用者1割負担と国の費用負担の義務化」の5つを大きな柱とした。平成18年4月施行。平成24年6月に、障害者自立支援法に代わる新たな法として、障害者総合支援法が成立した。

## ■障害者総合支援法

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

## ■障害者の権利に関する条約

平成18年（2006年）12月に国連が採択。締約国は、差別をなくし、教育や雇用などあらゆる分野で障がい者に健常者と同じ権利を保障する義務を負う。

日本は平成19年（2007年）9月に署名し、平成26年（2014年）年1月に批准した。

## ■自立支援医療

「障害者総合支援法」に基づき、身体障害を軽減または除去するための医療（更生医療及び育成医療）及び精神疾患に対する継続的な治療（精神通院医療）を自立支援医療と位置付け、その医療費の自己負担の一部または全部を負担している。

## ■成年後見制度

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。

## 夕行

### ■地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき、「地域生活支援事業」の一つとして実施。障がい者が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る施設。

### ■地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### ■地域包括ケアシステム

支援が必要な人が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

### ■特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

### ■特別支援教育支援員

小・中学校において校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師と連携の上、障害児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

## ナ 行

### ■難病

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。

### ■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

## ハ 行

### ■発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。

### ■バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。

### ■福祉的就労

障がいなどの理由で一般就労できない人のために、働く場を提供する福祉のこと。

就労継続支援B型事業所等における就労なども福祉的就労であり、雇用契約などの労働関係法規の適用は受けない。

### ■ボランティア (volunteer)

個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）を特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含まれるようになり、より多義的なものとなっている。

## マ行

### ■モニタリング (monitoring)

計画に基づいて実施した援助が妥当で有効かつ適切なものであったかどうかを点検し、新たなアセスメントやプランニングにつなげていく作業のことをいう。

## ヤ行

### ■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。

### ■要約筆記者

言語・聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の一つである筆記を用いて通訳を行う者。

## ラ行

### ■ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

### ■リハビリテーション (rehabilitation)

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

### ■療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある人などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

### ■レスパイト・ケア (休養サービス) (respite care)

レスパイトサービスともいう。介護者の一時的休息援助。介護を必要とする高齢者や障がい者を、一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービス





## 羅 臼 町

### 障 がい 者 計 画

〔令和3（2021）～令和8（2026）年度〕

### 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

〔令和3（2021）～令和5（2023）年度〕

発行日 令和3年●月

編集・発行 羅臼町保健福祉課福祉・介護係

〒086-1892

目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

TEL 0153-87-2161